

平成23年度

福島町議会

定例会 6月会議 会議録

平成23年6月14日 開会

平成23年6月15日 休会

福島町議会

会議録の作成にあたっては、誤りのないよう留意
しておりますが、時間の関係上原稿校正は初校より
できなく、誤字、脱字がありますことを深くお詫び
申し上げます。

まことに恐れ入りますが、ご了承のうえご判読い
ただきたくお願いいたします。

福島町議会議長 平 野 隆 雄

目 次

平成23年6月14日（火曜日）第1号

○議 事 日 程	1 頁
○会議に付した事件	1 頁
○出 席 議 員	1 頁
○欠 席 議 員	1 頁
○出 席 説 明 員	2 頁
○職務のため議場に出席した議会事務局職員	2 頁
○開会・開議宣告	3 頁
○福島町長職務代理者福島町副町長あいさつ	3 頁
○日程第1 会議録署名議員の指名	3 頁
○日程第2 諸般の報告	3 頁
○日程第3 行政報告	4 頁
(1) 各会計の決算状況について	
(2) 町税の収納状況について	
(3) 渡島・檜山地方税滞納整理機構における収納状況等について	
(4) 北海道福島会総会への参加について	
(5) 地域福祉計画等の評価会議について	
(6) がん予防町民対策会議の開催について	
(7) 集団健診等事業について	
(8) 各種ワクチン接種事業について	
(9) 吉岡温泉の利用状況並びに改修による臨時休館について	
(10) 前浜の漁業について	
(11) 漁港海岸環境施設について	
(12) 農業の状況について	
(13) 日曜朝市の開催について	
(14) 植樹会の開催について	
(15) 両記念館の入館状況について	
(16) 建設事業について	
(17) 工事等の発注状況について	
(18) A E T 招致事業について	
(19) 福島商業高等学校の存続対策について	
(20) フッ化物洗口の推進指定校について	
(21) 学校給食センターの建設について	
(22) 各社会体育施設等のオープンについて	
(23) 館崎遺跡埋蔵文化財発掘調査について	
(24) 吉岡地区合同運動会について	
○日程第4 一般質問	9 頁

8番 藤山 大	9頁
(1) 部活動における町有バスの利用状況は	
<hr/>	
6番 杉村 志朗	11頁
(1) 町長の公用車での出張実態について	
<hr/>	
1番 熊野 茂夫	13頁
(1) 緊急・災害時における対応について	
<hr/>	
10番 滝川 明子	16頁
(1) 公施設の遊具について	
(2) 防災に強い町づくりをいかに	
<hr/>	
4番 木村 隆	21頁
(1) 野鳥、キツネの早急な駆除を	
<hr/>	
○日程第5 報告第2号 平成22年度福島町一般会計繰越明許費の報告について	24頁
○日程第6 議案第5号 町税条例の一部改正について (提案説明・質疑・討論・起立採決)	24頁
○日程第7 議案第6号 福島町浄化槽設置及び管理に関する条例の一部改正について (提案説明・質疑・討論・起立採決)	26頁
○日程第8 議案第7号 財産の取得について (提案説明・質疑・討論・起立採決)	26頁
○日程第9 議案第9号 学校給食センター建設工事の内建築主体工事請契約の締結に ついて (提案説明・質疑・討論・起立採決)	27頁
○日程第10 議案第10号 学校給食センター建設工事の内機械設備工事請契約の締結に ついて (提案説明・質疑・討論・起立採決)	28頁
○延 会 宣 告	28頁

目 次

平成23年6月15日（水曜日）第2号

○議 事 日 程	31 頁
○会議に付した事件	31 頁
○出 席 議 員	31 頁
○欠 席 議 員	31 頁
○出 席 説 明 員	31 頁
○職務のため議場に参加した議会事務局職員	32 頁
○開会・開議宣告	33 頁
○日程第1 会議録署名議員の指名	33 頁
○日程第2 諸般の報告	33 頁
○日程第3 議案第8号 第4次福島町総合開発計画の変更について (提案説明・質疑・討論・起立採決)	33 頁
○日程第4 議案第11号 平成23年度福島町一般会計補正予算（第3号） (提案説明・質疑・討論・起立採決)	34 頁
○日程第5 議案第12号 平成23年度福島町水道事業会計補正予算（第1号） (提案説明・質疑・討論・起立採決)	39 頁
○日程第6 議案第13号 丸山団地町営住宅建設工事の内建築主体工事請負契約の 締結について (提案説明・質疑・討論・起立採決)	40 頁
○日程第7 意見書案第1号 地域高規格道路「松前半島道路」の早期着工を求める意見書の 提出について (提案説明・質疑・討論・起立採決)	40 頁
○休 会 宣 告	42 頁

提出案件及び議決結果表

議案番号	件名	議決月日	議決結果
報告 2	平成22年度福島町一般会計繰越明許費の報告について	6月14日	報告済
5	町税条例の一部改正について	6月14日	原案可決
6	福島町浄化槽設置及び管理に関する条例の一部改正について	6月14日	原案可決
7	財産の取得について	6月14日	原案可決
9	学校給食センター建設工事の内建築主体工事請契約の締結について	6月14日	原案可決
10	学校給食センター建設工事の内機械設備工事請契約の締結について	6月14日	原案可決
8	第4次福島町総合開発計画の変更について	6月15日	原案可決
11	平成23年度福島町一般会計補正予算（第3号）	6月15日	原案可決
12	平成23年度福島町水道事業会計補正予算（第1号）	6月15日	原案可決
13	丸山団地町営住宅建設工事の内建築主体工事請負契約の締結について	6月15日	原案可決
意見書 1	地域高規格道路「松前半島道路」の早期着工を求める意見書の提出について	6月15日	原案可決

平成23年度

福島町議会定例会6月会議

平成23年6月14日（火曜日）第1号

◎議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 諸般の報告
日程第3 行政報告
日程第4 一般質問
日程第5 報告第2号 平成22年度福島町一般会計繰越明許費の報告について
日程第6 議案第5号 町税条例の一部改正について
日程第7 議案第6号 福島町浄化槽設置及び管理に関する条例の一部改正について
日程第8 議案第7号 財産の取得について
日程第9 議案第9号 学校給食センター建設工事の内建築主体工事請契約の締結について
日程第10 議案第10号 学校給食センター建設工事の内機械設備工事請契約の締結について
日程第11 議案第8号 第4次福島町総合開発計画の変更について
日程第12 議案第11号 平成23年度福島町一般会計補正予算（第3号）
日程第13 議案第12号 平成23年度福島町水道事業会計補正予算（第1号）
-

◎会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 諸般の報告
日程第3 行政報告
日程第4 一般質問
日程第5 報告第2号 平成22年度福島町一般会計繰越明許費の報告について
日程第6 議案第5号 町税条例の一部改正について
日程第7 議案第6号 福島町浄化槽設置及び管理に関する条例の一部改正について
日程第8 議案第7号 財産の取得について
日程第9 議案第9号 学校給食センター建設工事の内建築主体工事請契約の締結について
日程第10 議案第10号 学校給食センター建設工事の内機械設備工事請契約の締結について
-

◎出席議員（11名）

議長	12番	平野隆雄	副議長	11番	金沢秀一
	1番	熊野茂夫		2番	川村明雄
	4番	木村隆		5番	加藤雅行
	6番	杉村志朗		7番	佐藤孝男
	8番	藤山大		9番	花田勇
	10番	滝川明子			

◎欠席議員（1名）

3番 新山大吉

◎出席説明員

福島町長職務代理者福島町副町長	竹 下 泰 弘	総務課長兼総務グループ参事	川 岸 勤
総務課企画グループ参事	鳴 海 清 春	財務課長兼財務グループ参事兼税務グループ参事	本庄屋 誠
出 納 室 長	谷 藤 悟	町民課長兼福祉グループ参事	盛 川 哲
町民課住民グループ参事	澤 田 勝 男	産業課長兼水産グループ参事	三 鹿 菊 夫
産業課農林グループ参事	工 藤 昭 一	産業課商工グループ参事	近 藤 勝 弘
建設課長兼建設グループ参事	横 内 俊 悦	吉岡支所長	佐 藤 幸 也
福島保育所長	(澤 田 勝 男)	福祉センター次長	(金 谷 栄一郎)
教 育 長	丁子谷 雅 男	教育委員会教育次長兼学校教育グループ参事	出 羽 正 機
教育委員会生涯学習グループ参事	金 谷 栄一郎	学校給食センター所長	飯 田 富 雄
監 査 委 員	花 田 修 一	監査委員補助職員	(石 堂 一 志)

◎職務のため議場に参加した議会事務局職員

議会事務局長	石 堂 一 志	議会グループ総括主査	前 田 勝 広
議会グループ主事	澤 田 元 気	議会グループ書記	平 野 文 子

(開会 10時00分)

◎開会・開議宣告

○議長(平野隆雄) おはようございます。

平成23年度定例会6月会議の開会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

去る6月10日に開催されました第62回北海道町村議会議長会定期総会の決議の内容は、「地域社会が急激な変化を遂げる今日、町村自治に対する住民の期待と負託は極めて大きい。しかし、地方分権改革の進展は緩慢であり、未だに満足のできる成果を示し得ていない。一方、こうした厳しい状況下でありつつも、町村は弛むことなく行財政改革を進めてきた。我々地方議会人は、今後とも地域住民の代表たる自覚を一層深めるとともに、誠心で活発な議会活動を努めることが大事である。そして、次の課題解決に向け、我々は総力を結集するものである。」として、町村議会の活性化と議会の権限の拡充、地域の自主・自立性を高める社会の実現をはじめとした14項目に亘る一般決議と、昨年に引き続き北海道新幹線建設促進に関する特別決議を満場一致で採択いたしました。

福島町議会は、正にこれらの事項を長年に亘って取り組んでまいりました。そして、その集大成としてまちづくり基本条例と議会基本条例を制定して、具体的な実行課題にあたってまいりました。まだまだ様々な課題もありますが、分権改革の重要性を再認識し町民の負託に応えるため、不断の努力を重ね、より一層活発な議会活動を推進していかねばならないと考えております。

本会議は、定例に再開する会議として最後になります。これまでの議会運営に対する皆様のご協力に感謝を申し上げ、加えて本定例会も活発な討議が展開されますことを期待して開会のあいさつといたします。

ただいまから平成23年度福島町議会定例会6月会議を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程に入る前に、福島町長職務代理者の竹下副町長より申し出がありますので、あいさつを行います。

福島町長職務代理者竹下副町長。

◎福島町長職務代理者福島町副町長あいさつ

○福島町長職務代理者(竹下泰弘) まず、町長の入院状況についてご説明申し上げます。

ご案内のとおり、町長は去る5月16日に総合検診のレントゲン結果において、担当医から肺の精密検査の指示がありました。5月19日に国立病院に検査入院しておりますが、5月31日付けでの検査結果で肺がんと診断から、約1ヶ月間の入院治療を要することになりました。現在、治療を行っております。本人は、誠に申し訳ないと申しておられました。

また、こうした長期間不在することで町政を損ねることがあってはなりませんし、行政事務が滞り、町民の皆様や議会の皆様方にもご迷惑をお掛けすることにもなりますので、町長の意思によりまして6月10日から副町長が職務代理者として職務にあたらせていただいております。村田町長が復帰されるまでの間、一生懸命務めさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長(平野隆雄) 福島町長職務代理者竹下副町長のあいさつが終わりました。

◎会議録署名議員の指名

○議長(平野隆雄) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

5番加藤雅行議員、6番杉村志朗議員を指名いたします。

◎諸般の報告

○議長(平野隆雄) 日程第2 諸般の報告を行います。

はじめに、議会運営委員会の報告を行います。

4 番木村隆議会運営委員長。

○**4 番（木村隆）** 平成23年度福島町議会定例会6月会議の開会にあたり、去る6月6日に開催いたしました議会運営委員会の協議結果について報告いたします。

まず、議事日程はお手元に配布のとおりでございます。

審議日程につきましては、本日と明日の2日間を予定いたしました。

議事運営にご協力をいただきますようお願い申し上げます。報告を終わります。

○**議長（平野隆雄）** 本日の議事は、ただいま木村隆議会運営委員長から報告がありましたように進めてまいります。

また、諸般の報告につきましては、既に印刷のうえ、皆様のお手元に配布のとおりでございますが、この度、福島町ふるさと応援基金の運用状況等の報告が町長よりありましたので、掲載しておりますことを申し添えいたします。

次に一部事務組合議会等の報告を行います。

まず、渡島廃棄物処理広域連合議会の報告を行います。

11 番金沢秀一副議長。

○**11 番（金沢秀一）** 諸般の報告の4ページをお開きください。

平成23年5月24日に開催された平成23年第1回渡島廃棄物処理広域連合議会臨時会の報告をいたします。

構成する5市町の役員を改選後、初の議会で議長に池田達雄氏（北斗市）、副議長に松井盛泰氏（知内町）を選出し閉会いたしました。

議案関係資料は議会事務局に保管しておりますので、ご参照ください。

○**議長（平野隆雄）** 次に渡島西部広域事務組合議会の報告を行います。

7 番佐藤孝男議員。

○**7 番（佐藤孝男）** 平成23年5月30日に開催されました平成23年第2回渡島西部広域事務組合臨時会の報告をいたします。

最初に副管理者のあいさつがありました。ここ

に記載しておりませんが、若干申し上げたいと思います。

5月2日に開催されました木古内町臨時会において、当組合員議会議員に岩館俊幸氏、佐藤悟氏、新井田昭男氏が選出されました。

また、環境省の要請に基づく東日本大震災で発生した倒壊家屋など、不燃ごみの受入れが北海道から照会があり、当組合として積極的に協力すべく最終処分場へ1万立方メートルを受入可能との回答を報告したとのことであります。

次に副議長の選挙もありました。副議長に知内町松井盛泰議員が当選されました。

議案第1号 積立金の処分について。

渡島西部衛生センター施設整備基金の積立金を平成23年度渡島西部広域事務組合一般会計に繰り入れ支消するものとしました。支消の目的は、ごみ処理施設撤去事業及び汚泥再生処理センター整備事業の財源に充当するためであります。支消金額は719万1千円以内です。これも原案どおり可決いたしました。

議案第2号 平成23年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算（第1号）。

歳入歳出それぞれ2億3,406万8千円を追加し、総額を17億2,043万7千円としました。これも原案どおり可決いたしました。

なお、関係資料は議会事務局に保管しておりますので、ご参照を願いたいと思います。

○**議長（平野隆雄）** 以上で、諸般の報告を終わります。

◎行 政 報 告

○**議長（平野隆雄）** 日程第3 申し出がありますので、行政報告を行います。

最初に、福島町長職務代理者竹下副町長。

○**福島町長職務代理者（竹下泰弘）** それでは、平成23年度福島町議会定例会6月会議の開会にあたりまして、3月10日開催の平成22年度定例会3月会議以降の行政報告を申し上げます。

なお、この間の諸行事等の報告につきましては、

別紙に印刷のうえ、お手元に配布しておりますので、ご了承願います。

はじめに、各会計の決算状況についてでございます。

平成22年度の各会計の決算状況がまとまりましたので、ご報告をいたします。

一般会計は、歳入が36億9,042万4,793円で、繰越明許費分が1億1,526万5,500円含まれております。歳出では35億9,370万8,438円で繰越明許費分が1億1,253万6,300円が含まれております。これを差し引きしますと9,671万6,355円となりますが、これから平成22年度分の繰越明許費分1,675万1千円を差し引き、7,996万5,355円が実質収支での繰り越しとなりました。

当初予算では、財政調整基金から5,000万円の取り崩しを予定しておりましたが、交付税や繰越金等の増や不用額等の減額で基金を取り崩すことなく、逆に2億7,961万1千円を積み立てすることができました。

老人保健特別会計では、歳入歳出同額の34万6,771円で繰越金はゼロ円であります。

国民健康保険特別会計では、歳入が9億5,522万5,294円で、歳出が8億6,685万131円を差し引きしますと、8,837万5,163円の繰り越しとなりました。

介護保険特別会計の保険事業勘定では、歳入が4億9,243万3,575円で、歳出4億8,198万6,615円を差し引きし、1,044万6,960円の繰り越しとなります。

また、サービス事業勘定におきましては、歳入歳出同額の234万9,960円で繰越金はゼロ円となりました。

後期高齢者医療特別会計におきましては、歳入で5,710万8,321円で、歳出では5,679万1,944円を差し引きしますと、31万6,377円の繰り越しとなりました。

水道事業会計では、収益的収入が1億1,332万3,765円で、歳出は7,847万5,7

49円となりますが、資本的支出の仮払消費税270万8,210円を差し引きしますと、3,213万9,806円が純利益となりました。

いずれの会計におきましても黒字又は、収支ゼロの決算となりましたが、今後とも議員皆様を始め町民の皆様のご協力をいただきながら、更なる健全な財政運営に努めてまいり所存でございます。

次に町税の納入状況についてご説明いたします。

平成22年度課税の町税の収納状況でございますけれども、個人町民税は調定額1億3,554万6,887円に対しまして、収納額1億3,153万6,718円、収納率は97.04パーセントで前年比0.97パーセントの増となりました。

法人町民税につきましては、調定、収入額とも2,338万3,500円、収納率は100パーセントと前年度と同様でございます。

固定資産税につきましては調定額2億1,027万1,300円に対し、収納額は2億448万8,230円で、収納率は97.25パーセントで前年比0.16パーセントの増となりました。

軽自動車税につきましては、調定額670万4,500円に対して、収納額663万9,500円で、収納率は99.03パーセントで前年比の0.11パーセントの増となりました。

国民健康保険税につきましては、医療分、後期高齢者支援金分及び介護納付分の合計の調定額は、1億6,602万5,300円に対し、収納額1億5,921万3,992円で、収納率は95.90パーセントで対前年比2.46パーセントの増となりました。

滞納繰越分につきましては、個人町民税の収納率は前年対比2.09パーセント増の18.54パーセントです。法人町民税につきましては、12.48パーセント増の32.33パーセントでございます。固定資産税の収納率でございますけれども、前年対比1.63パーセント減の3.85パーセント、軽自動車税の収納率では、前年対比1.72パーセント増の20.75パーセントとなっております。

国民健康保険税の収納率は前年対比8.83パーセント増で18.82パーセントとなりました。

今後とも、収納率の向上と滞納額の圧縮に職員一丸となって努力してまいり所存でございます。

次に渡島・檜山地方税滞納整理機構における収納状況等についてでございます。

平成22年度に滞納整理機構に徴収委託しました12件、838万5,525円につきましては、413万5,252円が納付され、収納率は49.31パーセントとなっております。このうち2件の事案につきましては、機構において引き続き委託することとし、平成23年度において継続分を含む12件、総額で1,265万4,271円の事案を委託しております。

北海道福島会総会への参加について。

北海道福島会の第11回総会が、去る4月23日に東京都で開催され、関東方面の各地から来賓や会員を合わせて、約70名の参加がありました。東日本大震災の影響もあって例年より若干少ない状況となりました。

総会後に行われました懇親会では、元大関千代大海関の佐ノ山親方も出席され、九重親方から提供の「ちゃんこ招待券」や地元産「ウニの塩水パック」などが当たるお楽しみ抽選会が行われました。

また、会場前では、地元から持参しました「イカ飯」、「スルメ」、「コンブ」などの販売も行われ、参加者はふるさとの味を買い求めておりました。

次に地域福祉計画等の評価会議でございます。

平成22年3月に策定されました地域福祉計画等の平成22年度の事業等の状況について評価するため、策定委員の会議を3月29日に開催いたしました。

会議では、計画の実施1年目ということもあって、改めて目標の確認をするとともに、課題についても提言のあったところでございます。

がん予防町民対策会議の開催について。

4回目となった「がん予防町民対策会議」は、5月23日に福祉センターで開催いたしました。

参加者は総勢47名で、町内のがん検診の受診状況や北海道のがん対策の説明を受けたほか、福島町医歯会から深浦先生をお招きして講話をいただいた後、吉岡小学校6年生が健康宣言を行いました。

集団健診等事業について。

特定健診とがん検診を同時に行う集団健診は、5月25日から29日までの5日間、延べ14会場で行われました。期間中の受診者は、特定健診が全体で372名、がん検診が延べ577名の受診となりました。

今年度は、国の補助制度が拡大され、大腸がん検診についても、40歳から60歳までの5歳刻みの年齢該当者を無料扱いとすることになっていることから、今議会に係る予算を計上してまいります。議決賜りますようお願い申し上げます。

各種ワクチン接種事業でございます。

小児用肺炎球菌ワクチン及びヒブワクチンについては、複数の死亡事例を受けて厚生労働省の指示に従い、接種を一時的に見合わせていたところでございますけれども、4月1日から接種を再開するとの通知により、当町としても接種を再開いたしました。

子宮頸がんワクチンにつきましては、委託医療機関でワクチンの確保ができたことから、5月27日に第1回目の集団接種を行いました。

新型インフルエンザワクチン接種事業でございますけれども、昨年11月から本年3月までの接種者は、全体で2,285名となりました。

吉岡温泉の利用状況並びに改修による臨時休館について。

平成22年度の吉岡温泉の利用状況がまとまりました。利用者数は58,575人となりまして、前年度に比べまして、約13パーセントの減となりました。

改修工事で3週間ほど臨時に休館したことも大きな要因と思われます。

今年度についても、5月16日から18日まで、ろ過器の改修工事を行い、通常営業日の17日と18日は臨時に休館いたしました。

休館中は、ご不便をおかけしましたこととお詫び申し上げますとともに、皆様のご理解とご協力に感謝を申し上げます。

今後も、利用促進とサービスの向上に努め、健康保養施設として利用者に親しんでいただけるような施設運営に努めてまいります。

前浜の漁業について。

春漁の漁業協同組合の取扱は昨年と比べ、タコ、ナマコ漁は昨年を上回ったものの、ヤリイカ漁を始め全般的に不漁であり、漁業者にとって大変厳しい状況との事であります。

また、現在山口県等で操業中のイカ漁につきましても、不漁との報告を受けており、震災で甚大な被害を受けた三陸地方のイカ漁の水揚げと合わせ、今後水産加工場の経営に影響を及ぼさないか心配をしており、これからの前浜漁に期待をしているところであります。

今月下旬より始まります養殖昆布は、身入れの心配はされますが、好天に恵まれ採取を無事迎え水揚げが増える事を願っております。

漁港海岸環境施設について。

5月1日に供用開始しました海岸環境施設は現在散歩等に使用されております。今は7月下旬の海水浴場のオープンに向けて準備を進めているところであります。

農業の状況について。

春先の低温と長雨が続き、特に水稻生産農家においては、例年より約1週間から10日間の遅れで田植えとなり、今後は天候に恵まれ、豊作を期待しているところであります。

畑作農家につきましては、昨年から新規作物として取り組んでいるブルーベリーや生でも食べられるトウモロコシ「味来」の栽培については植え付けが終了し、農業協同組合と生産者団体が連携し、早期生産・販売強化を図っているところであります。

日曜朝市の開催について。

朝市実行委員会による「日曜どすこい朝市」は、今年は5月29日から開催されており、10月ま

での毎週日曜日に新鮮野菜、新鮮魚介類など地場产品中心の販売で今年も盛況を期待しております。

また、昨年から千軒地区と青函トンネル記念館前に開設しております簡易直売所につきましても、千軒町内会と朝市実行委員会が中心となり6月より野菜、山菜、漬物、椎茸及び地場产品中心を中心に販売しております。今後の農業生産と販売促進に大いに期待しているところであります。

植樹会の開催について。

毎年恒例となりました「町民森づくり植樹祭」が福島町森づくり協議会主催で5月22日に開催され、当日は福島町森林・林業・林産業活性化議員連盟、福島町建設業協会、福島町森林組合の団体が中心となり、一般参加者と渡島総合振興局西部森林室職員を加えた総勢30名で、字三岳地区の町有林にヒバの苗木300本の植樹がされました。

また前日の5月21日には「お魚を殖やす植樹会」が開催され、福島吉岡漁業協同組合女性部会と特別参加の函館開発建設部職員を中心に福島町森林組合職員を加えた総勢35名で、字白符の民有林にミズナラの苗木130本と、福島さけ・ますふ化場周辺にサクラの苗木20本を渡島さけ・ます増殖事業協会職員と一緒に植樹をいたしました。

両記念館の入館状況について。

横綱記念館のゴールデンウィークの入館者数は1,554人で前年度より310人の減少となり、青函トンネル記念館の入館者数も1,708人で前年より159人の減少となっております。

両記念館の合計入館者数の対前年比は13パーセントの減少となっております。

今後は、入館者の増加を図るため集客の対応について関係者と協議して参ります。

なお、本議会に福島町商工会プレミアム付商品券発行事業に係る補正予算を計上してごぞいます。

建設事業について。

本年度の丸山団地町営住宅建替事業は、平成23年度から24年度の継続事業として実施する4号棟建設工事の入札を6月10日に執行し、建築

主体工事に係る契約議案を本議会に追加議案として提出しておりますので、よろしくお願ひします。

渡島総合振興局函館建設管理部知内事業所では、道々岩部渡島福島停車場線塩釜地区道路改修工事に伴う公有水面埋立てについて、漁業協同組合理事会への現地説明会を去る4月22日に開催しております。

また、去る5月20日には支障となる既設船揚場利用者への説明会を開催し、新設される船揚場の位置等について協議を進めることとしております。

函館開発建設部では、吉田橋架換えに伴う既設橋の解体と新橋の下部工事を7月初旬に発注予定との報告を受けてございます。

工事等の発注状況について。

平成22年度予算での地域活性交付金（きめ細やかな・住民に光をそそぐ交付金）事業での工事発注状況と平成23年度予算での町発注状況の一覧表を添付しておりますので、後ほどご参照いただきたいと思ひます。

以上で、平成22年度定例会3月会議以後の行政報告を終わります。

なお、教育行政報告につきましては、このあと教育長から説明させますが、本議会に提案の議案は条例の一部改正が2件、財産の取得が1件、計画の変更が1件、工事請負契約の締結が2件、予算案が2件、報告が1件の計9件のご審議をお願い申し上げるものでございます。

議案の内容につきましては、後ほど担当課長等から詳しく説明させますので、ご審議のうえ議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平野隆雄） 次に丁子谷教育長。

○教育長（丁子谷雅男） 続きまして、平成22年度定例会3月会議以後の教育行政報告を申し上げます。

AET招致事業について。

現在のAETであるレケ・オジェム氏の契約期間は本年7月までとなり、本人からは帰国する旨の申し入れがあったことから、新たなAET招致に向けて、関係機関に対し要請をしてまいりまし

た。

そうした経過の中、今般、財団法人自治体国際化協会から北海道を通して、アメリカ国籍の男性の受入手続きに係る通知があったことから、本議会に新たなAETの招致関連事業費として、現AETの帰国旅費に係る補正予算を計上しております。

福島商業高等学校の存続対策について。

今年度の福島商業高等学校の入学者は、一定の目安である20名を割り込む15名となりましたが、先般、道教委主催による高校配置計画検討協議会が函館市で行われております。これまでの道教委の高等学校再編に係る経緯を見ますと、高校存続に向けては、来年度の高校入学者の20名以上確保が必須条件となっております。

このため、すでに福島中学校の全校生徒・保護者への町の高校存続支援策の啓発周知を行っておりますが、引き続き中学3年保護者に対して、進路希望等に関するアンケートを実施するなど、高校存続検討委員会や高等学校と連携を図りながら、今後のさらなる支援策などの検討を進めてまいります。

フッ化物洗口の推進指定校について。

北海道教育委員会では知事部局と連携し、児童生徒等に係る「歯・口腔の健康づくり」の推進に向け、平成22年度から24年度において、全道各市町村すべてに1校程度の推進指定校を設け、小学校におけるフッ化物洗口の導入を促進することとしております。

当町におきましても、今年度において町内の小学校を推進指定校として「虫歯予防」に向けた対応に取り組むべく、町部局とも連携のうえ、学校現場や保護者等に対して事業の周知・啓発を図ってまいります。

学校給食センターの建設について。

学校給食センター建設事業に関しましては、建設地について北海道知事に建築基準法第48条に基づく建築許可申請をいたしてはりましたが、3月22日付けで建築許可通知書の交付がなされ、建築確認申請につきましても、5月23日付けで

渡島総合振興局より確認済証の交付を受けるなど、事業前の諸手続きを終えております。また、4月会議で補正をいただきました家屋調査業務は、調査対象者に調査内容を事前説明のうえ、5月18日に入札による発注をいたしました。

こうした経過を踏まえ、建設工事は建築主体、電気設備、機械設備、外構の4つの工事区分により6月1日に入札を執行いたしました。このうち建築主体工事と機械設備工事につきましては、議会の議決に付すべき契約として、本議会に提案をしております。

今後は、関係機関、受注業者等と十分協議を図りながら、完成後の衛生管理に配慮した稼働に向けて準備を取り進めてまいります。

各社会体育施設等のオープンについて。

本年も、町内の各社会体育施設等がオープンしましたが、ファミリースポーツ公園パークゴルフ場は積雪のため、昨年より若干遅い4月29日にオープンし、その後、芝の状態も良く順調に利用されております。

また町民プールにつきましても、6月1日にオープンしたところであり、今後、町民の皆様の各施設の利用促進を期待しております。

館崎遺跡埋蔵文化税発掘調査について。

北海道新幹線関連工事に伴う館崎遺跡の発掘調査は、関連工事区域が拡大したことから、追加調査が行われることとなり、5月より実施されておりますが、発掘を担当している北海道埋蔵文化財センターからの報告によりますと、10月末で発掘作業を完了させる予定とのことでございます。

吉岡地区合同運動会について。

吉岡地区の幼稚園、小学校、町民合同運動会が5月29日に開催されました。

本年度も、幼稚園児や小学生、PTA、そして町民の方々が元気よく競技に取り組み、地域と学校が一体となった大会として、参加者に怪我もなく終了したところでございます。

以上、平成23年度定例会6月会議にあたり、教育分野に係る行政報告を終わらせていただきます。

○議長（平野隆雄） 以上で、行政報告を終わります。

◎一 般 質 問

○議長（平野隆雄） 日程第4 一般質問を行います。

一般質問は、5名の議員から提出されておりますので、通告順に従い進めてまいります。

最初に、8番藤山大議員。

○8番（藤山大） 通告に従い、次の件について質問させていただきます。

部活動における町有バスの利用状況は。

少子化の中にあって、小学校・中学校とも工夫しながら部活動に励んでいます。特に、部活動に欠かせない各種大会等に参加するためのバス等の確保は、児童生徒や保護者の負担軽減（経費や自家用車での送迎）には欠かせないと思います。そこで、部活動における町有バスの利用状況はどのようなになっているのか、次の点について教育長の見解をお伺いします。

1点目、各種大会、練習試合等に関して、バス利用の制限はあるのか。また、人数、移動距離、曜日や運転手の関係で利用できないことはあるのか。

2点目、部活動によって利用できないものはあるのか。

3点目、バス利用の手続きは、どのような流れで行われるのか。（指導者や父母から教育委員会に直接要望されることはあるのか。）

以上の件についてお伺いします。

○議長（平野隆雄） 丁子谷教育長。

○教育長（丁子谷雅男） 8番藤山大議員の部活動における町有バスの利用状況に関するご質問にお答えを申し上げます。

まず、ご質問にあります部活動の捉え方としましては、学習指導要領に基づき一般的には中学校における活動となることから、まずは中学校の部活動における町有バスの利用状況についてお答えをさせていただきます。

1点目の大会等によつての利用制限に関するご質問でございますけれども、中体連や各種団体主催による大会、また吹奏楽コンクールにつきましては、優先的に町有バスを利用することが出来ることとしておまして、その確保が出来ない場合においても、民間バスを借り上げて輸送対応を取ることとしております。

しかし、そうした大会等以外の練習試合に関しましては、原則として町有バスの利用によらない対応をとっていただくこととしております。

なお、基準に基づき利用することができる大会等の場合にあつては、人数や移動距離、曜日や運転手確保の関係によつての利用制限はしておりませんが、特異な事例の場合にあつては、バス以外の公用車輛や公共交通機関による対応もあり得るものと考えております。

また、2点目のご質問の部活動によつての利用制限はしておりません。

3点目の町有バス利用の手続きに関しましては、基本的には利用を希望する学校から、教育委員会に対してのバス利用許可申請書の提出が行われます。指導者や父兄からの要望がある場合においても、まずは学校を経由したうえで、学校側で利用が必要であると判断した場合には、学校より教育委員会に対する申請手続きが進められることとなります。

以上が、中学校における部活動に関わる町有バス利用状況でございますけれども、小学校におきましては、中学校の部活動に準ずる課外活動として「クラブ活動」がございます。これは学習指導要領にも定められております。町内の小学校のクラブ活動としましては、「陸上クラブ」が該当いたしますけれども、こうしたクラブ活動における大会等への参加についても、中学校の部活動と同様の町有バス使用対応をしているところでございます。

○議長（平野隆雄） 8番藤山大議員。

○8番（藤山大） 答弁書を見る限りでは、まかりなく行われていると思ひますが、まだ納得のいかない点がありますので、何点か質問させていただきます。

最初に、教育長が知り得る限りで町有バスの利用状況は何回利用されて、部活動は何部なのか教えてください。

○議長（平野隆雄） 丁子谷教育長。

○教育長（丁子谷雅男） 1回目のご答弁で申し上げましたように、中学校の部活動に関してお答えをさせていただきます。

その中では、バスケットボール部で25回、陸上部で20回、野球部で3回、吹奏楽部で3回。吹奏楽部と卓球部は一緒になっておりますけれども5回です。その他、各学校行事等が中学校の場合はございますけれども、それで11回という形でバス利用が行われております。

○議長（平野隆雄） 8番藤山大議員。

○8番（藤山大） 利用状況は分かりました。

次に、部活動によつて利用できないことはあるのかと質問しましたが、部活によつて待遇が違うように見受けられます。その辺についてお答えください。

○議長（平野隆雄） 丁子谷教育長。

○教育長（丁子谷雅男） 待遇が違うという趣旨自体が理解できないのですが、基本的に大会等が開催される場合は、学校側でバスの利用が必要と判断した場合には、その部によつて色々な大会がございます。特に、野球部であれば通常の練習試合を除いて福島中学校の昨年度の状況においては、中体連の大会、それから全日本少年野球大会含めて3回の大会が行われています。それから陸上も通信陸上、中体連含めて大会が函館等で結構あります。それとバスケットボールにつきましては25回と多くなりましたけれども、小さな大会を含めても函館を中心に結構大会が行われております。特に、中学校が統合になりましたから、部活動がバスケットボール部の場合は人数も多くなって、相当盛んになっている状況もありまして、小さな大会でも参加するという意気込みでやっている関係上、回数が多くなっていると捉えております。

○議長（平野隆雄） 8番藤山大議員。

○8番（藤山大） 次にバス利用について、学

校、父母から要望はなかったのか。

先月、バスを借りたいと連絡をしたみたいです。その時に、バスの利用は出来なかった。その結果、父母と指導者の車数台で函館の大会会場まで向かわれました。教育長は借りるといのは聞いていますか。答弁書では借りられるはずなのに、借りられない。どういうことですか。何らかの事情があったのか教えてください。

○議長（平野隆雄） 丁子谷教育長。

○教育長（丁子谷雅男） 練習試合以外で大会等があった場合に、バスが無ければ民間バスも借りられる対応をとっております。練習試合ではなく純然たる大会の参加であれば、教育委員会云々ではなく基本的には学校を通して許可申請書が出てきて、その中の調整は出来ると思いますので、何らかの手違いがあった形で今藤山議員がご質問になっていると思います。大会であれば基本的に学校を通した利用申請がなされて、対応できるものと私の方では捉えております。

○議長（平野隆雄） 8番藤山大議員。

○8番（藤山大） 僕が聞いた話では、たまたま部活動が2つ重なったと。先に他の部が申請したので使えないという話を聞いたんです。その辺を教育長は聞いているのかお尋ねしたんです。

○議長（平野隆雄） 丁子谷教育長。

○教育長（丁子谷雅男） ただいまのように部活動がぶつかって、片方がバスを使うという事例は確かに年間を通してはございます。ただ、私の方でも今ご質問にあった趣旨は確認しておりません。ただ、もしそういう状況が同じ大会としてあれば、部活動の中で行く内容がバスの利用にマッチしないという形で辞退されていたのであれば別ですけれども、基本的に則った形で利用できるとすれば、我が方に申請した段階で町のバスが確保できないことになると、町内にもバスの対応ができる会社もありますので、そちらの対応をするということで理解いただければと思います。ですから、そこで何らかの手違いがあってそういう話になったとすれば、誠に遺憾だとは思いますが、基本的には先ほどお答えしたような対応

ができる内容となっております。

ただ、押さえていただきたいのは、色んな大会がございすけれども、練習試合も結構多いです。その中で保護者の皆さんとか、指導者の皆さんが引率して行くパターンも事例の中では相当多くございす。その区分けはきちんとしていただければと考えております。

○議長（平野隆雄） 8番藤山大議員。

○8番（藤山大） バスの利用状況の流れは分かりました。

今後、保護者への負担軽減、部活動に励む未来ある子供達のサポートをお願いします。

それと、大会等が先に分かっているのであれば、学校より教育委員会に申請手続きは間違いなく行われると思いますが、教育委員会から学校へバス利用を呼び掛けてもらえれば有り難く思います。全面的支援、協力、サポートをお願いして一般質問を終わります。

○議長（平野隆雄） 丁子谷教育長。

○教育長（丁子谷雅男） 出来るだけバスの利用促進を学校サイドにも周知していただきたいというお話で、先ほど基準という言葉を使って意味が分からなかった部分もあろうと思いますので、補足で説明をさせていただきます。

昨年の場合、部活動によっては活発にやっている状況もありまして、回数が多くなりました。運転手の確保も大変になってくる部分もございました。そういう状況を含めて、出来るだけ平行な形で各部活が使えるようにしたいということで、中学校サイドの担当者、それから校長、教頭等とも協議をしまして、「福島中学校部活動各種大会参加時の公用車使用に係る運用基準」を設けました。それで本年度から運用しているということで、それに合致しない部分が出てきて、例えば使えない部分は別ですけれども、使えてバッティングした段階では、今年予算で民間バスの借上げも若干増額させていただきましたので、そういう対応を今年度はしているということでご理解をお願いしたいと思います。

○議長（平野隆雄） 次に6番杉村志朗議員。

○**6番（杉村志朗）** 通告に従いまして、町長の公用車での出張について伺いいたします。

年式は古いと思いますが、トヨタ車の町長公用車の出張があまり見受けられません。自家用車での出張が見受けられますが、どの位の利用状況で出張されているのか、平成21年度及び平成22年度の回数と旅費の差額（公用車利用と比べ）も含めて実態をお知らせ願います。

○**議長（平野隆雄）** 福島町長職務代理者竹下副町長。

○**福島町長職務代理者（竹下泰弘）** それでは、6番杉村志朗議員の町長の公用車での出張実態についてご答弁を申し上げます。

まず、平成21年度の出張の回数は延べ53回で、うち町用務が41回、他団体用務は旅費が別途支給で12回。それから町用務での私用車使用は13回であります。

また、全て公用車を使用した場合と私用車使用との差額は、13回分の私用車使用で2万2,715円増となります。

同様に22年度の出張回数ですが、延べ56回で、うち町用務46回、他団体用務は別途支給で10回となっております。町用務での私用車使用は19回であります。

また、全て公用車を使用した場合と私用車使用との差額は、19回分の私用車使用で3万995円増となります。

○**議長（平野隆雄）** 6番杉村志朗議員。

○**6番（杉村志朗）** ただいまの答弁では21年度の町用務41回のうちの私用車は13回と言いましたけれども、他団体用務の12回のうち公用車の使用は21年度、22年度を通して何回行われておりますか。

○**議長（平野隆雄）** 福島町長職務代理者竹下副町長。

○**福島町長職務代理者（竹下泰弘）** これはあくまでも私用車でございます。

○**議長（平野隆雄）** 6番杉村志朗議員。

○**6番（杉村志朗）** 他団体の出張に対しても、公用車で行く会議はあると思います。それはどの

程度利用されているのかということでございます。

○**議長（平野隆雄）** 福島町長職務代理者竹下副町長。

○**福島町長職務代理者（竹下泰弘）** 別途支給の分につきましては、全て私用車でございます。

○**議長（平野隆雄）** 6番杉村志朗議員。

○**6番（杉村志朗）** 公用車という扱いについて、職務代理者の方から職員に対してどのような指導をされているのですか。

○**議長（平野隆雄）** 福島町長職務代理者竹下副町長。

○**福島町長職務代理者（竹下泰弘）** 公用車につきましては、基本的に職員であろうと、特別職であろうと、公用車が使える状況であれば、出張は全て公用車で行ってもらいたいと常日頃申し上げております。基本的にはそういう形で私どもも、町長も考えております。

○**議長（平野隆雄）** 6番杉村志朗議員。

○**6番（杉村志朗）** 確かに、従来の町長公用車は型が古いと思いますがけれども、町長ですから私用車も含めて出張される機会も差し支えないということでございますけれども、一般の職員とは違いますので出来れば町所有の公用車で出張された方が良いと思います。

それで、今トヨタ車の公用車は年式が何年式で、走行距離がどの位走っているのかお知らせ願います。

○**議長（平野隆雄）** 福島町長職務代理者竹下副町長。

○**福島町長職務代理者（竹下泰弘）** 現在のトヨタのクラウン車でございますけれども、平成6年4月に購入した車で、17年間経過しております。それで、現在の総キロ数ですが、17万550キロでございます。これは6月7日現在でこのような走行距離になってございます。

○**議長（平野隆雄）** 6番杉村志朗議員。

○**6番（杉村志朗）** 先ほど職務代理者の方から町長の入院経過をお知らせいただきました。今入院中ですが、私用車で帰るのか、また公用車で迎えに行くことも考えられます。入院につ

いては6月10日から当分の間と説明もされましたけれども、自治法上その表現でいいのか、もう少し何日間と区切ったものが適切なのか。自治法上には何も問題ありませんか。

○議長（平野隆雄） 暫時休憩いたします。

(休憩 10時58分)

(再開 10時59分)

○議長（平野隆雄） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

6番杉村志朗議員。

○6番（杉村志朗） 先ほどトヨタ車が平成6年の購入だと。17年間も経過して、相当古いわけです。今後、第4次総合開発計画にも掲載はされていないと思いますけれども、次の公用車の購入予定は全くないですか。

○議長（平野隆雄） 福島町長職務代理者竹下副町長。

○福島町長職務代理者（竹下泰弘） 最近は木古内町、それから松前町も公用車を廃止している状況にあります。ですから、これから新車を購入することは考えておりません。

○議長（平野隆雄） 暫時休憩いたします。

(休憩 11時01分)

(再開 11時14分)

○議長（平野隆雄） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に1番熊野茂夫議員。

○1番（熊野茂夫） 通告順に従って、緊急・災害時における対応について質問いたします。

3月11日の東日本太平洋大震災の教訓から、我が町の防災計画の再構築が急がれると考えます。津波ハザードマップの作成も含め地域防災計画における、緊急・災害時の行政の対応等について、町長及び教育長にお伺いいたします。

1点目、緊急・災害時における行政の組織的対応システムはどのようになっておられますか。

2点目、緊急・災害時に向け食料及び寝具等の物資の備蓄の現状と今後の計画についてどのようになっているのか。

3点目、避難路及び避難場所の現状はどのようになっていますか。また、現状を見直し、改善計画はお考えでしょうか。

4点目、防災放送の現在のシステムを全戸対象にした防災無線の設置を再検討されてはいかがでしょうか。

5点目、教育現場における避難訓練等の緊急・災害時の組織的対応はどのようになっておられるのか、現状と今後の計画について教育長にお尋ねいたします。

6点目、介護施設及び一人暮らしの高齢者の緊急時における避難等の組織的対応と医療の対応はどのようになっているのか、現状と今後の計画について教えていただきたいと思います。

以上、答弁よろしくお願いたします。

○議長（平野隆雄） 福島町長職務代理者竹下副町長。

○福島町長職務代理者（竹下泰弘） それでは、1番熊野茂夫議員の緊急・災害時における対応についてご答弁申し上げます。

まず、1点目の行政の組織的対応等につきましては、福島町地域防災計画において、災害対策本部の設置・組織・運営・動員配備計画及び被害状況調査等も地区担当課の割り当てをさせていただきます。

2点目の食料及び寝具等の備蓄については、現在、食料及び寝具等の備蓄はありませんので、第4次福島町総合開発計画の平成24年度事業として、防災備蓄倉庫の建設と備蓄用品の購入を計画しております。

3点目の避難施設等の現状と見直しですが、改善計画の考え方でございますけれども、現在、北海道では今般の東日本大震災を踏まえて、現行の津波浸水予測図（ハザードマップ）を見直し、新たな津波浸水予測図の作成や、津波避難計画策定指針の策定及び市町村の避難計画策定に関する支援のための関係予算を6月定例会で補正されたと

聞いてございます。

従いまして、当町においても道の支援を受けながら、一時避難場所や収容避難場所の位置づけ等の避難計画等を含む防災計画の見直しに着手してまいります。

4点目の全戸対象にした防災無線の設置は、無線機器もアナログ方式からデジタル方式への移行が進められている状況で、消防救急無線は平成28年5月31日までにデジタル化移行を義務付けられておりますけれども、防災行政無線のデジタル化への方向性は示されてございません。今回の東日本大震災での大津波警報発令に伴う住民周知・伝達で個別受信機の重要性を感じておりますので、設置の費用負担及び財源等を含めて検討させていただきたいと思っております。

5点目につきましては、後ほど教育長から答弁をさせます。

6点目の介護施設及び一人暮らしの高齢者等につきましては、介護施設の陽光園は法人立であり、町の管理下にはございませんけれども、園長を隊長とする地震防災活動隊が組織され、年4回ほどの避難訓練が行われております。今後の大災害等に対する方策は、現在検討中とのことでございすけれども、医療体制につきましては、町内の医師2名に嘱託医をお願いし、緊急時に施設に来ていただいているほか、看護師が常駐してございます。

一人暮らしの高齢者等につきましては、福島町災害時要援護者避難支援プランにおいて、緊急時に町内会等と協力体制をとっての避難の支援をすることとなっております。3月の地震の際には各町内会の協力により高台に一時避難したり、あるいは町のバスで避難されたというのが実状でございます。

今後は介護支援サポーターも地域分担等で、ご協力をいただくことを考えてございます。

○議長（平野隆雄） 丁子谷教育長。

○教育長（丁子谷雅男） 引き続き、1番熊野議員のご質問にお答えを申し上げます。

5点目の教育現場における対応に関するご質問

でございますけれども、このたびの東日本大震災による東北地方の教育現場における被災を契機に、文部科学省より各学校の避難経路等の緊急点検要請があり、当町におきましても、各学校に対して避難場所や組織的対応に関しての取り組みを指示してきたところでございます。

その結果、吉岡小学校では津波等の避難場所をグラウンドからメモリアルパークに変更しまして、すでに、全学年での避難訓練を実施しているところでございまして、緊急・災害時には、隣接する吉岡幼稚園につきましても同様の対応を取ることとしております。

福島小学校におきましては、津波の到達時間を勘案した避難場所等の見直しや、災害時における保護者の児童迎への対応等について、すでに保護者に対して周知文書の配布を終えておりまして、今後は、見直しに基づく避難訓練の実施を予定しているところでございます。

また、福島中学校につきましても、福島小学校と同様、津波の到達時間等を勘案した避難場所見直し等に関する保護者周知や、避難訓練等の実施を予定しているところでございます。

○議長（平野隆雄） 1番熊野茂夫議員。

○1番（熊野茂夫） 震災を受けての様々な教訓があったと思います。福島での避難状況を組織的には対策本部の設置・組織・運営・動員配備計画、そして被害状況等の調査を担当課の割り当てでやっている状況だったと思うんですけれども、3月11日の実際の地震の時の反省点は今整理されておられますか。

○議長（平野隆雄） 福島町長職務代理者竹下副町長。

○福島町長職務代理者（竹下泰弘） 3月11日は議会が終わって昼過ぎでございました。最初のうちは横揺れくらいかなという感覚でございましたけれども、時間を経るごとに揺れも激しくなりました。町長は不在だったんですけれども、私どもが連絡を取りながら大至急管理職会議を招集して、この対策をどうするかという話で総務課長をはじめ担当課長も集めまして、防災無線で避難を

勧告したり、バスだとかを使いながら各町内会を回って避難場所の方に避難をしていただくという対処をしたわけでございます。幸いにして福島町を含めてこの一帯はあまり被害はありませんでしたけれども、11日だけではなくて翌12日も管理職を集め状況を更に調査しました。

ただ、1つの反省点としては、やはりこれだけの想定外の地震ですと、私どもの避難場所、避難路、全ての部分がこれからどうなのかという厳しい状況を私どもも自ら肌を持って感じたわけでございます。ですから、これから6月定例会で議決された道の予算が執行されますと、色んな部分でバックアップがあるだろうと。去る6月11日の道新の夕刊にも出ていましたけれども、今度は自治体がまず策定して、そのバックアップを国するという話もございます。反省点が沢山あります。これから10番議員のご質問もあると思いますけれども、決して十分な避難場所の状況もないわけでございます。道南一帯、そして同じような状況を含めた松前町から木古内町までの色んな町村とも協議しながら、更なる防災計画を策定して、住民生活を安全な状態にして守るのが我々の責務と思っております。

○議長（平野隆雄） 1番熊野茂夫議員。

○1番（熊野茂夫） 現実には地震が起こった時は、どの程度でどんな状況なのかが見えなかった。しかし、実際に報道された東北地方の現状を見た時に、我が町でのこれからの対応に対する反省点が見えてきたという思いはおそらくお持ちでしょうし、そのところは大丈夫だろうと思います。

従って、災害というのは初期の出だしをきちんと対応できるかできないかで、大きな災害被害をどれだけ食い止められるかが懸かっていると思います。2点目、3点目以降については、それが起こった後の問題であって、そういう部分についても準備がきちんとできていれば被害を少なくできる。更にその中での対応ができていくという視点で、これからの道の予算、国の状態も受けて、出来れば町の中に消防、または町民全体を含めた形で議論をきちんと巻き起こしながら、プロジェ

クトチームも作るような視点を持って、福島の災害・緊急時に対するきちんとしたものを作り上げていただきたいという思いで、提言も含めて質問いたしました。

○議長（平野隆雄） 福島町長職務代理者竹下副町長。

○福島町長職務代理者（竹下泰弘） ご提言いただいた内容については、これからも十分参酌しながら対処してまいりたいと思います。

今、道の6月定例会で決まったスケジュールがありまして、私どもの町村に実際に下りてくるのは来年の4月以降でないかと下りてこない状況でございます。この件につきましても、私の方で道の職員で近くさせていただいた方がいまして、実際にこういう一般質問が出てきているので、いつからの対応になるか情報提供してもらうこととお話したんですけれども、今のところは予算のセットをして、スケジュール的には23年度では9月から2月にかけて市町村職員の避難計画策定の支援という形で見えているので、私どもが頂いた資料どおりでしか見えていないと。ですけれども、知事の方から言われているので早いうちに策定をするようにしていきたいというお話を伺ってございます。私どももそういう部分が出てきましたら、やはり時を待たずに色んな提言をいただいたようにプロジェクトが良いのか、検討委員会が良いのか色々な部分の指標を取りまして、これからの防災体制を築いていきたいということでございます。よろしく申し上げます。

○議長（平野隆雄） 1番熊野茂夫議員。

○1番（熊野茂夫） 教育現場における緊急時に対する対応は、おそらく様々と経験の中から学校サイドでも、また教育委員会の中でも議論を重ね、色んな事の周知徹底に動かれていると思います。初期的な指導をする時の話ですけれども、学校に子供達がいる間には校舎内できちんと対応する。そして、家庭では家庭の対応をしていくという話になっていくと思うんですけれども、特に、教育現場では今回みたいに学校に子供達がいる状況の中で避難場所だとか、保護者に対する周知文

書の配布は答えられているのですが、現場でどのような形で避難訓練をし、どのような対応をするのか。その上で保護者に対してはどのような周知文書を送られているのか。その辺の内容をもう少し詳しくお願いいたします。

ここで質問させていただくのは、このことがある意味で言うと保護者に対して、町民全体に対して学校がこういう考え方で今度の緊急時には対応するという啓蒙的な意味も含めて、教育長の方からしっかり発表していただきたいと思います。

○議長（平野隆雄） 丁子谷教育長。

○教育長（丁子谷雅男） 今、縷々お話ありましたとおり、子供達が学校現場にいる段階での対応は、やはり現場に直接いる先生方の対応が大事になってまいります。特に、今回東北地方で被害がありました小学校の7、8割の子供達が被災した状況を考えますと、尚更避難の対応が大切という気がいたします。そういう状況を踏まえまして、今まで通常の地震があれば机の下に隠れるとか、それが取ったらグラウンドに出て待避するのが基本でしたけれども、この度のような大きな津波が来る想定をした避難訓練も含めて各学校で検討していただきました。その中で、どういう形の文書の周知かというお話もございました。30分以内に福島町に大津波が押し寄せる状況と考えた場合には、この度の周知に当たっては福島小学校の事例でございますけれども、児童は下校させないで、まず校舎の3階の展望室まで上げる対応を取る。これは夏、冬についても同じでございます。そして、そこに待機させただけで、警報が解除した段階で保護者の皆さんに迎えに来ていただくのが1つ。

それから、30分以上の時間がある段階では、これまではグラウンドに一時避難する形でございますけれども、周辺で言いますとニュータウンで標高が27メートルございます。そして、学校からの距離が1キロメートルございます。それともう1つは森林公園の上の高台が1.2キロメートルございます。標高が49メートルです。津波の規模にもよりますけれども、標準を決めて、そ

こにまず避難させる形で保護者には今回の文書で伝えております。そして、避難解除が行われた段階で、そこに迎えに来ていただく形です。この度の地震であれば携帯電話も繋がりにくい状況がございましたけれども、福島小学校の対応としては緊急連絡先として校長、教頭の携帯電話番号も記載して、避難訓練の部分含めての啓発を保護者にも一緒に考えていただく機会として対応したと私の方では捉えております。他の学校についても同様の形で、これからも被災時には対応する形で避難訓練も含めて対応を進めてまいりたいと考えております。

○議長（平野隆雄） 1番熊野茂夫議員。

○1番（熊野茂夫） 教育施設とは直接関係ないですけれども、保育所も同じような対応と思っ
てよろしいですか。この中にはあえて書いては
なかったんですけれども、もしあれば最後にその
辺のことも含めてお願いします。

○議長（平野隆雄） 福島町長職務代理者竹下副町長。

○福島町長職務代理者（竹下泰弘） 保育所も
そのような体制をこれからも作っていかねば
と思っております。

○議長（平野隆雄） 次に10番滝川明子議員。

○10番（滝川明子） 2項目を質問通告して
おります。

公施設の遊具についてでございます。

子供達にとって年齢に応じて相応しい遊具は大
切であり、安全で楽しいことが必要です。

ヨチヨチ歩きの幼い子供から小学生まで、施設
としては保育所、幼稚園、小学校、公園等で設置
基準があるのでしょうか。設置している遊具の種
類も含めて、実態はどうでしょうか。

私が度々目にする保育所の遊具は、幼児用のも
のと思われませんし、砂場もコンクリートや角材
等、危険ではないでしょうか。見解をお伺いしま
す。

○議長（平野隆雄） 福島町長職務代理者竹下副町長。

○福島町長職務代理者（竹下泰弘） 10番滝

川明子議員の公施設の遊具についてご答弁を申し上げます。

ご質問の遊具の設置基準でございますけれども、公共施設の遊具設置基準につきましては、国土交通省が平成14年3月に策定しました「都市公園における遊具の安全に関する基準」、これは平成20年8月に改定になってございますけれども、これらに基づきまして、日本公園施設業協会が策定しました「遊具の安全に関する基準」が平成15年度から適用されております。

安全に関する基準には法的拘束力はございませんけれども、基準適用後に町の公共施設に設置された遊具は、全て安全基準に基づき認定された遊具となっております。

町内各施設に設置されております遊具の種類につきましては、各施設それぞれ異なりますけれども、主にブランコ、鉄棒、滑り台、ジャングルジム、コンビネーション遊具等でございます。基準適用以前に設置された遊具も数多く存在しておりますので、これらの遊具についても定期的に点検補修を行い、利用者の安全確保に努めているところでございます。

また、福島保育所の遊具でございますけれども、議員ご指摘のとおり、一部の遊具で年少の子供達には利用しづらい面もあることから、現在工夫を加え改善をしているところでございます。砂場につきましても、砂が少なくなりコンクリートブロック枠との段差が大きくなっていることから砂を補充することとしております。

いずれにいたしましても、利用にあたっては保育士が付き添い、事故のないように万全を期しております。

○議長（平野隆雄） 丁子谷教育長。

○教育長（丁子谷雅男） 引き続き、10番滝川議員のご質問にお答えいたします。

ご質問にあります幼稚園、小学校に設置しております滑り台やブランコなどの遊具に関しましても、他の各公共施設の遊具と同様に、副町長がお答えしたとおりの設置基準によるものと理解しております。

いずれの教育現場の遊具も、定期的に確認をしてきておりますけれども、現時点においては幼児・児童が支障なく使用している状況にございまして、今後も点検整備等を行いながら、各教育現場において子供達が安全に利用できる対応に努めてまいりたいと考えております。

○議長（平野隆雄） 10番滝川明子議員。

○10番（滝川明子） 再質問いたします。

遊具の安全に関する基準は、元は公営施設の基準なんです。私が見て感じたのは、館崎幼児公園の滑り台は子供用と幼児用が2つ一緒になっておりまして、これは安全で楽しいだろうなと思いました。また、新緑公園には子供用に加えて、幼児用滑り台が段階別に2つあり、とても安全で楽しいものです。滑り台が1番使われ楽しめるものではないかと私は思うんですけれども、子供用の滑り台は高さが180センチぐらいです。それから、幼児用が2つで胸ぐらいの高さで1メートルちょっと、それと腰ぐらいの高さで1メートル弱です。こういった高さ等、楽しさの違いなどあるものだと認識をいたしました。

福島保育所の場合ですけれども、明らかに子供用のコンビネーション遊具です。どのような工夫、改善をなされましたか。

砂場につきましては、砂を補充することでコンクリートの枠がしっかり補完されるものにはなりません。何しろ砂はサラサラしたものですから、砂の補充だけではとても心配です。プラスチック製の幼児の安全性の高いものを、コンクリートの砂場の上に改善をなさってはいかがでしょうか。

事故の無いよう付き添う保育士の数ですけれども、年齢や特別な状況に見合った適切な配置になっておりますか。

教育長がおっしゃった設置基準ですけれども、大切なのは安全性です。これを基準の主たるものにしております。しかし、遊具ですから楽しくあるべきです。幼児用、児童用の違いはありますか。吉岡の場合でしたら小学校と幼稚園が並んで施設としてはあるので、その違いについてお聞きしたいと思います。

小学校においても、福島と吉岡の違いはありません。この点についてお考えをお聞きいたします。

○議長（平野隆雄） 福島町長職務代理者竹下副町長。

○福島町長職務代理者（竹下泰弘） 福島保育所の改善された部分のお話でございますけれども、滝川議員がご存知のように滑り台があるんですが、脇にネットがないものですから、滑り台で手を掛けたりして小さな子供がはみ出していくということで、今は滑り台の両脇にネットを掛けて落ちないように安全策を講じているところでありまして。

そして、砂場の方ですけれども、滑り台と並行しながら鉄棒が2つ並んで、一方のものが2箇所あります。それが鉄棒を遊ぶ段階で砂場の方に行くだろうというお話がありまして、今その一部鉄棒のワンスパンを後ろの方に下げてやると回転しても砂場まで届かないだろうと。保育所だとか担当の参事も苦労しながら、今改善しようとしています。従いまして、鉄棒を後ろに下げることによって、砂場の砂が大分不足しておりますので、コンクリートブロック製の枠でございますけれども、そこまで子供さんが飛んでいっても砂場まで行かないだろうと。

あとは砂場が危険だというお話でございますけれども、やはり保育士が付いて子供さんを遊ばせることは原則ですから、そういう部分をきちんとして砂をある程度の高さまで補って、その状況を見ながら努めていきたいと思っております。ですから、今の基準自体は都市計画法の中の定めた指針でございますけれども、小さな子供さんを遊ばせる時には、うちの場合は保育士が付き添ってやるのが基本でございます。ですから、滝川議員おっしゃったように、付き添う保育士が充足しているのかというお話になりますけれども、私どもが今聞いている話では皆さんローテーションを組んで、きちんと整理して対処していると認識をしております。

○議長（平野隆雄） 丁子谷教育長。

○教育長（丁子谷雅男） 幼稚園と小学校の違い、それから福島と吉岡の小学校での遊具の違い

というお話がございました。

遊具ですから、子供達が安全に楽しく遊ぶ形が基本だと思います。それで、幼稚園で言いますと、基本的に通常ご覧になるのはグラウンドにある遊具に目が行きますけれども、吉岡地区の場合は幼稚園の中庭に遊具がございます。それで、3歳児から5歳児まで対応できる対面式のブランコだとか、それから上り棒、砂場、滑り台。滑り台はグラウンドにあるのは小学校用ですから、ある程度大きい高さですけれども、幼稚園の中庭にあるのは低い高さの3歳児でも対応できる滑り台がございます。そういう形で色々な様式に分かれて、年代ごとに対応できる遊具が各施設になされていると捉えております。

それと、小学校でも当然吉岡小学校と福島小学校では設置年度も違いますので、中身も違います。吉岡小学校の場合であれば、中学校も同じようにグラウンドを使用していた関係で鉄棒もあるんですけれども、一番低い所から中学生でも高い鉄棒まで7段階に分かれておりますし、それから滑り台と通常のブランコがグラウンドに設置されている状況でございます。

それと、福島地区の場合であれば、これも中庭の方にございます。ここが1番年度とすれば新しいんでしょうけれども、コンビネーション遊具も設置されております。あとジャングルジムと鉄棒も吉岡地区と違って3段階で設置されているという形で、休み時間等放課後に子供達が使用している。当然、年代で対応できる遊具と我々の方では捉えております。

○議長（平野隆雄） 10番滝川明子議員。

○10番（滝川明子） 保育所の滑り台を私自身滑ってみました。180センチのステンレスです。すると滑って、トンとお尻で着地して痛かったです。年長さんはスリリングで楽しいかもしれません。しかし、未満児さんが随分と多いです。障害を持っておられるお子さんも居りました。最近張ったネットも見ました。なぜ、きちんと張らなかったのですか。1箇所をどうして残したのでしょうか。1箇所を残した所は、覗けば地面まで

落ちます。大変怖い思いをしました。

未満児さんが多いと先ほど申しました。充足は大丈夫なのでしょうか。ローテーションを組んでいるとは思われませんか。新緑公園にあるような幼児用の滑り台を、もう1基設置する必要があるありませんか。

砂場につきましては、これからお天気が良くなりましたら、小さい幼児さんも外で当然遊ばせたいです。コンクリートの角に頭をぶつけたらどうなりますか。あれを見ただけで本当に心配でたまりません。ご検討をいただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（平野隆雄） 福島町長職務代理者竹下副町長。

○福島町長職務代理者（竹下泰弘） 滑り台を1つ残したのは、私ももう1回現場に行って確認してまいります。

また、もう1基を設置したらどうですかということですが、平成14年頃から設置しておりますけれども、危険性についても指針が出された前の施設でございますから、十分改良を加えていきたいと考えております。ですから、新しいものの設置については担当の参事、それから保育士、お預かりするお子さんを考慮しながら検討させていただきたいと思っております。

枠のコンクリートの話ですけれども、私も現場に行ってみて来ましたけれども、砂がかなり少ないです。コンクリートブロックがかなり露出しています。ですから、砂をある程度補てんして、お預かりしているお子様を遊ばせるわけですから、保育士が付き添うのが基本でございます。指針にも載っておりますけれども、この指針の該当は3歳から12歳です。これは公園の指針でございますから、保育所についてはゼロ歳からありますので、ゼロ歳のお預かりしているお子さんはそこで遊ばせるわけではありません。ですから、年少が3名、年中が2名、年長が2名の全部で7名の保育士が施設を使う時には付き添いをして遊ばせている状況でございますので、これからいただいたご意見について真摯に受け止めて、現場ともう1

度協議してみたいと思っております。私も現場に何回か行ってみましたが、直接携わっている保育士と参事ともう1度整理しながら検討するのはしていきたいと思っておりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（平野隆雄） 暫時休憩いたします。

(休憩 11時56分)

(再開 13時00分)

○議長（平野隆雄） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

1問目は終わっております。2問目からお願いいたします。

10番滝川明子議員。

○10番（滝川明子） 2項目目の質問をいたします。

東日本大震災が発生してから3ヶ月経ちました。巨大地震と津波の甚大な被害に加えて、福島原発の被害が加わり、国難とも言える大災害となりました。犠牲になられた方への哀悼とともに、被災された皆さんへ心からお見舞いを申し上げる次第です。

さて、防災に強い町づくりをいかにを質問いたします。

8年程前に日向第一町内会で避難訓練をした際、60戸世帯80名余りの中、40名程度の参加で避難路を上り、15分から16分かかったと元町内会長が話しておりました。

大津波警報は高所に避難しなければなりません。次の点について、見解をお伺いします。

①避難路の整備は除雪・除草も含め万全でしょうか。

②治山施設の作業路についても避難路として利用できるのでしょうか。

③避難路を上った所に、ある程度寒さや雨風をしのげる建物がありますか。

④避難訓練は、現在どのように行われておりますか。

⑤福島消防署の消防士さんで防災士の資格取得

ほどの程度ありますか。自助、互助、協働を原則として防災の意識、知識、技能を持っていると認められた防災士資格取得を役場職員さんに広げてはいかがでしょうか。

○議長（平野隆雄） 福島町長職務代理者竹下副町長。

○福島町長職務代理者（竹下泰弘） それでは、10番滝川議員の2問目の防災に強い町づくりはいかについてご答弁を申し上げます。

1点目の除雪及び除草の対応ですが、除雪につきましては、町道を利用した避難路及び地区住民が自主的に除雪し通路として利用している避難路以外は除雪は行っておりません。また、除草については概ね町内会等で実施しておりますが、町で実施している箇所もございます。

2点目の治山施設関係ですが、現在、治山施設の一部を避難路として利用している箇所は17箇所ございます。調査結果から新たに7箇所程度が利用可能と思います。

3点目で、現在の津波を想定した避難計画では、津波警報発令時に裏山等の指定の高台に一時的な避難と位置づけておりますので、寒さや雨風をしのご建物がございます。

4点目の避難訓練の実態ですが、近年は地震による津波を想定した避難訓練を主に海岸地区で毎年行っており、避難路での避難体験や日赤福島分区の炊き出し訓練及び福島消防署の消火器訓練、AED操作の訓練を組み合わせ実施しております。

5点目の福島消防署では、防災士の資格を持っている方は現在おりません。また、役場職員の防災士の資格取得については、今後の検討課題とさせていただきます。

○議長（平野隆雄） 10番滝川明子議員。

○10番（滝川明子） 再質問いたします。

1点目の除雪や除草の対応ですけれども、一定の予算措置も考慮しながら、町内会コミュニティ課題の一環として取り組んではいかがでしょうか。

2点目の作業路についてですけれども、一刻を争って高所に上る時に、側にある作業路は大変避

難に適するものと思うんです。17箇所と7箇所がどの作業路かは分かりませんが、大切な避難路になると考えます。そこで、この作業路は北海道の森づくりセンター等の管理の道路のようです。ですから、大きな立派な看板等がありまして、有事の際は支障になるのではないかと考えておりますが、その点の見直し・点検などはいかがでしょうか。

3点目の雨風、寒さをしのげる対応ですけれども、やはり大津波警報でしたからニュータウン、あるいはメモリアルパーク等に逃げた方達も相当いらっしやいました。寒くて留まることが出来なかった実態があるわけですし、地域の人達は崖の上等に、あるいは少し高い所に地域の氏神神社の建物が相当あるんです。屋根の付いた建物ですから、そういった所に毛布とか暖房等の用意があったら良いのではないかと。あるいはニュータウンやメモリアルパークにしても、プレハブでも良いから雨風をしのげる建物を用意しておくことは大事ではないかと。そういった地域の意見が寄せられております。いかがでしょうか。

避難訓練ですけれども、一時的に高所に上るだけではなくて、崖の上に上ったら道路があります。それは林道だったりすると思うんですけれども、林道や農道をつたって一定の避難場所に雨風をしのげる建物があればもちろんよろしいのですが、そういった所に移動するところまでの避難訓練などはなさってはいかがでしょうか。

先ほど、学校関係のこれから具体的に進める訓練は、今までの訓練に更に進んだ取り組みをするといった父母に周知してのお話などは大変積極的な取り組みだと聞いておりましたけれども、全町的にこういった事が必要ではないでしょうか。一時的ではなくて、大津波警報は長く続いた。今後こういった事に備える必要があるということで申し上げます。

防災士のことですけれども、有事の際、やはり防災指導の要として活躍いただける防災士さんの存在は大きいのではと考えます。積極的な検討を求めたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（平野隆雄） 福島町長職務代理人竹下副町長。

○福島町長職務代理人（竹下泰弘） 1点目の避難路の整備で除雪・除草をコミュニティで考えたかどうかというお話ですけれども、もう少し現状を把握しながら地域住民と前向きに話をしていかなければと思っております。

次の治山施設の作業路云々の場所は日向地区だと思っておりますけれども、これは確かに治山施設の避難路として使えるような状況にありますけれども、森づくりセンターの方ではやはり治山施設をPRするための看板が大きくあるわけでございます。現場を見て来ましたけれども、そこを通るのが厳しいというお話だと思います。これは施設の管理をしている森づくりセンターさんとも十分協議しなければ、森づくりセンターさんではやはりこういう施設が大事だということでPRのために造っている施設でございますので、我々が言うて「そうですか」という話になるかならないか。それは話をしていかなければいけないと思います。

それから、3点目、4点目につきましても、これから福島町の防災のあり方を抜本的に見直していきながら、確かに寒い時には建物があれば1番良いわけですが、食料の保管庫を含めてどうあるべきかは、これから検討させていただきたいということでございます。

それから、5点目の防災士の話ですけれども、確認した段階では消防士では誰もいないということです。先般、新聞で見させていただきましたら、北斗市の方で6月9日に2名を訓練講習会に派遣する予算を確保しているということですが、防災士自体は民間の資格でありまして、確かにおっしゃるとおり取得をしていくと皆さんが避難した時に助けたりする部分では十分活用できるわけですが、今普及されているのは民間の自主団体としてボランティアをやる時にそういう方々が行くということでございます。積極的に対応されたらというお話でございますけれども、これらにつきましても確かに必要だとは思いますが、民間の団体であって、受講料が1人当たり6万円から6

万2千円くらい掛かる。カリキュラムを見ますと、講習だけで50数時間掛かって、それ取得してから救急救命の講習を受けることになると、かなりの制約があります。これが駄目だという話ではなくて、おっしゃるとおり自治体として必要なものについては、またこれから前向きに検討していければと思っております。

○議長（平野隆雄） 10番滝川明子議員。

○10番（滝川明子） 東日本大震災の教訓は、原発問題等多方面に亘ります。我が町の防災に活かすべき課題も相当なものと思われまので、今後の取り組み、考え方、決意のほどをお伺いして最後の質問といたします。

○議長（平野隆雄） 福島町長職務代理人竹下副町長。

○福島町長職務代理人（竹下泰弘） 私は職務代理人でございますけれども、この件については町長も同じ考え方です。

まずは、福島町の現況に合った防災計画を再度見直して作っていく。そして、町民の財産、生命を守るようにきちんと整理していく。これがこれからの町づくりの一端として、取り組むべき事だと思っております。

○議長（平野隆雄） 次に4番木村隆議員。

○4番（木村隆） 野鳥・キツネの早急な駆除を。

①支援ハウスのベランダに野鳥が大量に住み着き、朝夕の鳴き声や、特に毎日のフンの始末で、洗濯物も干せずに入居者、職員が苦慮している。高齢者が安心して暮らせるよう、ネットで全面に囲いを施すなど対策をするべきではないか。

②吉岡、美山地区の教員住宅、町営住宅敷地にキツネが住み着いている。人慣れしてしまったせいなのか、人に近付いて威嚇したり、住宅の入り口が開いているときには、出入りして衛生的にも好ましくない。子供も比較的多い地域であり、住宅敷地内に罾を仕掛けるなど対策を施してはどうか。

○議長（平野隆雄） 福島町長職務代理人竹下副町長。

○**福島町長職務代理者（竹下泰弘）** 4番木村隆議員の野鳥・キツネの早急な駆除についてご答弁申し上げます。

1点目のやまゆり荘での野鳥問題とはツバメの営巣によるフン害等のことでありますが、入居者、それから職員も毎日の清掃等で難儀していることは承知してございます。

ツバメは毎年同じ場所に巣を作るようですので、施設職員も毎回巣の撤去をしていますが、そのたびに巣作りが再開されます。

これまで、ダクトをビニールで覆ってみたり、CDや障害物を設置したり、ツバメが寄り付かないような様々な工夫をしながら、効果的な対策を試行錯誤しているところでございます。私も6月7日に職員共々現地に参りましたが、議員ご提案のネットでの方策も良いと思われませんが、施設を設計されましたコンサルタントとも協議しまして、考えられる安価な方法を検討してまいりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

2点目の美山地区に住み着いているキツネの対策でございまして、6月3日に美山地区住民から連絡があり現地を確認しております。

調査の結果は、キツネに餌を与えていたことが原因であり、その方には今後絶対餌を与えないように厳重注意をしたところでございます。

当地区につきましては、昨年キツネに餌を与えているとの通報がございまして、建設課においては、公営住宅入居者に対し注意文書を各戸配布し、衛生管理上の玄関の開閉についてもきちんと行うよう周知したところであります。

今後は、教職員住宅を含めて更に注意啓発を強化してまいります。

なお、ワナにつきましては、住宅付近への設置は禁止されているところでございますので、道道向かいの山側に6月7日に設置しており捕獲に努めてまいりますと議会に答弁書を送付したところでございますけれども、実は6月11日の5時40分頃に1頭を捕獲してございます。今後は、状況を見て必要性について再度検討してまいりたいと思っております。1度掛かったワナについては清掃を

しなければ、臭いが付いていて即利用できないということでございますので、そういう状況で対処しているところでございます。

○**議長（平野隆雄）** 丁子谷教育長。

○**教育長（丁子谷雅男）** 引き続き、4番木村議員のご質問にお答え申し上げます。

2点目のご質問の中にあります美山地区教員住宅敷地に出没するキツネの駆除につきましては、副町長がお答えしましたとおりの対応がなされているところでございますけれども、教員住宅へのキツネの侵入防止に関しましては、教員住宅棟の日頃の管理対応について、私からも、先般の校長会、教頭会でもその旨伝えてあるところでございますけれども、改めて入居中の教職員に対する周知を図ってまいりたいと考えております。

○**議長（平野隆雄）** 4番木村隆議員。

○**4番（木村隆）** 2つの事は今年始まったわけではなくて、数年間色々対策を講じてきたようではございますけれども、まず、やまゆり荘の方ですが、私も先月初めてそういう話があることを聞きまして見に行きました。職員の方が案内してくれまして、壁、窓、ベランダの一面にフンが付いていまして、フンの乾いたものが取れなくなって跡が残っている状態で本当に汚いと言うしかなかったです。難儀しているのを承知しているという話ですが、もう少し早く本質的な対策を取ることには出来なかったのでしょうか。

○**議長（平野隆雄）** 福島町長職務代理者竹下副町長。

○**福島町長職務代理者（竹下泰弘）** 私の方で伺った時のお話ですと、大分前から木村議員がおっしゃるような状況があったと。そういう段階では、職員の皆さんがある程度対処していただいていたと思います。担当に聞きましたら、この話は私の方で認識不足であったのかもしれませんが、大分前から巣を撤去してきれいにして、また巣が出れば撤去をしてと追っかけをしてきた状況であります。ですから、確かに私の方には話はきていませんでしたけれども、担当の方にはその話もきていたのかなという気はしてございます。

今、現実問題として出てきたわけでございますので、実はコンサルも昨日来まして現場も見てございます。ですから、どういう方法が良いのかを盛川課長と施設長とも色々お話しして、現在も試行錯誤を繰り返しながら良いものを安く出来ればと思っただけでございます。

○議長（平野隆雄） 4番木村隆議員。

○4番（木村隆） 入居者なり職員の方がフンの処理に限界がきたので、きっと私の耳にも入ってきたと思います。1羽、2羽というレベルならまだしも、100羽以上の単位で飛んで来てベランダの上の所に寝泊まりをしている状態です。どうしてあそこにツバメとか野鳥が飛んで来るのか分かりませんが、職員の方に言わせると夏場にかけて活動が多くなってピークを迎えるということですので、何とか同じことが繰り返さないように何かしらの対策をきちんと立てていただきたいと思っております。

それとキツネの方ですけれども、先ほど副町長が1匹駆除したという話で、それが住み着いていたキツネなのかは分かりませんが、6月3日頃そちらの方に地域の住民の方から連絡があったという話ですが、その日の前後に警察の方から役場の方に美山のキツネの件で連絡は来てないでしょうか。

○議長（平野隆雄） 福島町長職務代理者竹下副町長。

○福島町長職務代理者（竹下泰弘） 私もこれ以前の話は担当の方から聞いていないです。ですから、6月3日に連絡があって、去年から餌を与えている人は固定されている話を聞いて、その人と会って直接厳重注意をしております。3日以前のことについては私どもも周知しておりません。

○議長（平野隆雄） 4番木村隆議員。

○4番（木村隆） 私が呼ばれたのも役場の方に連絡した町民かと思っております。警察の方、近所のお母さん達も来て、このキツネをいい加減にどうにかしてほしいという話が出たものですから、餌を与えていた住民の方はいい加減に止めていた

だきたいのは当たり前ですけれども、普通に暮らしている方はずっと迷惑をしてきたということで、去年もワナを掛けた話はそこで聞いておりました。それで、今回敷地外にワナを掛けたようだけれども、敷地内にワナを掛けるのが禁止ということですが、これについてはどういう理由で禁止なのでしょう。

○議長（平野隆雄） 福島町長職務代理者竹下副町長。

○福島町長職務代理者（竹下泰弘） 住宅地でございますので、お子さんもおられるし、もちろん住民が生活されているわけです。そこにワナを掛けて間違っても箱ワナでも落ちてしまったということになると、これは有害鳥獣駆除の関係で捕獲するわけでございまして、住民がいるエリアの中に有害は有害ですけれども、確認をきちんとしていけませんので、それは人的に被害があった時に大変困るということでございます。捕獲する確率は少ないかもしれませんが、前の美山線の山側の方に掛けるのが1番ベターだということでございます。やはり人家の密集地区、特に子供さんの多い地区においては禁止するしないに関わらず、人命的なことも考えていくとそこに掛けて良いというお話にはならないと判断しております。

○議長（平野隆雄） 4番木村隆議員。

○4番（木村隆） 今の話は鳥獣対策ということで、行政側の考えだと思っておりますけれども、例えば今2万円ぐらいでワナも買えるようですけれども、個人的に買って自分で設置してしまう事はあり得るのでしょうか。もし、そういうことになった場合、役場の方に連絡をしなければいけないのでしょうか。たまたまその話をしている段階で、そういう話も出ていたので一応聞いてみたいと思っております。

○議長（平野隆雄） 工藤農林グループ参事。

○農林グループ参事（工藤昭一） 個人でワナを掛ける場合は、ワナの講習だとか免許がいりません。

それから、住宅の近くに設置する場合は、人の

行き来したりする場所は鳥類や非狩猟鳥獣の飼猫とか飼犬が掛かる恐れがあると。また、ワナの場合、大きい小さいに限らず餌を置いて誘き寄せますので、狙っているキツネだけというわけには行かない場合もあるんです。例えば、熊の親子連れで子熊が入った場合にはかなり危険なので、なるべく住宅地を避けて遠い所に仕掛けるということで、渡島振興局と協議をしております。

○議長（平野隆雄） 4番木村隆議員。

○4番（木村隆） とりあえず1匹捕まったということですから、そのキツネが害を加えていたのかどうか注視していただきたいと思いますし、キツネは決して美山地区だけの問題ではないと思うんです。町内どこにも居ますので、同じ事例がないように一つ啓蒙活動に努めていただきたいと思います。

○議長（平野隆雄） 以上で、一般質問を終わります。

◎報告第2号 平成22年度福島町一般会計繰越明許費の報告について

○議長（平野隆雄） 日程第5 報告第2号平成22年度福島町一般会計繰越明許費の報告についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。

本庄屋財務課長。

○財務課長（本庄屋誠） それでは、議案の39ページをお開き願います。

報告第2号 平成22年度福島町一般会計繰越明許費の報告についてでございます。

平成22年度福島町の一般会計繰越明許費につきましては、地方自治法施行令第146条第2項の規定によりまして、別紙のとおり繰り越したことを報告するものでございます。

40ページをお願いいたします。

平成22年度福島町繰越明許費計算書でございます。

上段の民生費の福祉車両購入事業から、下段の教育費の町民プール改修事業までの25本でござ

います。

事業名、金額、翌年度繰越額及び財源内訳の状況を記載してございます。

最下段の計で、金額及び翌年度繰越額は同額の1億688万6千円でございます。これに伴う財源としましては、未収入特定財源として国道支出金として9,013万5千円、一般財源として1,675万1千円となっております。

本報告につきましては、地方自治法第213条の規定によりまして、年度内に支出が終わらない見込みのものを翌年度に繰り越して支消できる経費で、今年の3月11日に議決をいただいている議案の報告でございます。

なお、本表は5月25日時点で作成しておりますが、作成後の5月30日に国道支出金が6,526万3千円収入になっております。現時点での未収入特定財源は、中段の土木費、河川費の福島川総合流域防災関係の分で、2,487万2千円が未収入となっております。

以上、簡単ですが説明を終わります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（平野隆雄） 内容の説明が終わりました。

質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（平野隆雄） 質疑なしと認め、以上で報告を終わります。

◎議案第5号 町税条例の一部改正について

○議長（平野隆雄） 日程第6 議案第5号町税条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

本庄屋財務課長。

○財務課長（本庄屋誠） 議案の1ページをお開き願います。

議案第5号 町税条例の一部改正についてでございます。

改正内容につきましては、別冊の6月会議議案説明資料の方で説明いたしますので、資料の1ペ

ージをお開き願います。

1. 改正理由についてでございます。

東日本大震災の被害者負担の軽減を図る等のため、地方税法の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令が平成23年4月27日に可決され、同日に公布されました。

これに伴い、町税条例の一部を改正するものがございます。

2. 改正の主な内容についてでございます。

(1) 町民税関係でございます。

ア. 雑損控除の特例。

平成23年度町民税での適用を可能ということで、通常であれば翌年度から適用になるわけですが、今回につきましては災害のあった年から適用するものがございます。町税条例で22条関係でございます。

イ. 住宅ローン減税の適用特例。町税条例第23条関係でございます。ローン減税の適用住宅が滅失しましても、継続して所得税、町民税の軽減が適用されるものがございます。

(2) 固定資産税関係です。

ア. 被災住宅用地である旨の申告により、住宅用地に住宅がなくても軽減特例を適用ということで、町税条例第24条関係でございますが、土地に対する固定資産税の軽減関係でございます。

3. その他の主な改正でございますけれども、地方税法の改正でございます。

(1) 住民税関係です。

ア. 雑損控除の繰越期間を3年から5年ということで、通常3年でありますけれども、2年間延長しまして5年間繰り越しを持っていけることになりました。

(2) 固定資産税です。

ア. 被害を受けた区域内の土地及び家屋に対する平成23年度分の課税免除。通常は1月1日時点の所有者で掛かるわけですが、今回につきましては23年度分を免除されるものがございます。

イ. 被災住宅地に対する住宅用地の軽減特例適用を平成33年度まで10年間延長するものご

ざいます。通常であれば住宅がなければ、その時点で軽減が廃止されるわけですが、今回につきましては最長10年間住宅がなくても固定資産税が軽減されるものがございます。

(3) 軽自動車税でございます。

ア. 被災自動車の代替車分の課税免除。これは平成23年度から平成25年度までの3カ年で、被災自動車として認定されれば軽自動車税が軽減となるものがございます。

4. 施行期日です。

公布の日から施行し、平成23年4月1日より適用する。ただし、附則に3条を加える改正規定(附則第23条に係る部分に限る。)は平成24年1月1日から適用となっております。

なお、本条例改正に伴う該当者及び該当物件は、現時点ではございませんが、被災者の転入があった場合が予想されますので、今回の条例改正となっております。

6月会議議案の2ページから一部改正に係る改正前と改正後の比較表を掲載しておりますので、ご審議の参考にしていただきたいと思います。

以上、簡単であります。議案第5号に係る町税条例の事務改正の提案内容の説明を終わります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(平野隆雄) 提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(平野隆雄) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(平野隆雄) 討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第5号を決することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(平野隆雄) 起立全員であり、議案第

5号は可決いたしました。

◎議案第6号 福島町浄化槽設置及び管理に関する条例の一部改正について

○議長（平野隆雄） 日程第7 議案第6号 福島町浄化槽設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

澤田住民グループ参事。

○住民グループ参事（澤田勝男） 議案の7ページをお開き願います。

議案第6号 福島町浄化槽設置及び管理に関する条例の一部改正についてでございます。

改正の内容は下記の表にありますとおり、別表を改正するものでございます。

説明につきましては、議案説明資料でご説明いたします。説明資料の2ページをお開き願います。

1. 提案の理由でございます。

新築住宅における浄化槽設置工事につきましては、浄化槽市町村整備推進事業の要綱にある浄化槽設置工事費補助基準額に対する助成措置としておりました。道との協議及び当該事業を実施している他自治体の実態を調査しましたところ、市町村設置型で浄化槽を整備する場合においては、浄化槽設置工事に係る部分は、既存住宅並びに新築住宅は同様に扱うべきとの見解でございましたことから、新築住宅に適用する「別表第1-2」を削除するものでございます。

2. 改正内容でございますけれども、条例第8条関係の浄化槽設置工事に係る標準工事費及び分担金の額については、既存住宅分の別表第1-1と新築住宅分の別表第1-2に区分しておりましたが、新築住宅を既存住宅と同様に扱うということで、別表第1として改正するものでございます。

3. 施行期日につきましては、公布の日から施行しまして、平成23年4月1日から適用することとしております。

以上、説明を終わります。

ご審議の方よろしくお願い申し上げます。

○議長（平野隆雄） 提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（平野隆雄） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（平野隆雄） 討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第6号を決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（平野隆雄） 起立全員であり、議案第6号は可決いたしました。

◎議案第7号 財産の取得について

○議長（平野隆雄） 日程第8 議案第7号 財産の取得についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

鳴海企画グループ参事。

○企画グループ参事（鳴海清春） 議案の9ページをお願いいたします。

議案第7号 財産の取得についてでございます。

先の5月会議において、平成23年度補正予算及び債務負担行為の議決をいただきました住民基本台帳法改正対応システム及び電子計算機器等に係る財産の取得となっております。

この度、6月2日に仮契約の締結が整い、北海道市町村備荒資金組合から正式に譲受決定通知がありましたので、電算システム及び機器等の財産を取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

1. 取得する財産ですが、住民基本台帳法改正対応システム及び電子計算機器等でございます。

なお、具体的に取得する財産の内容及び取得する数量につきましては、議案説明資料の3ページから6ページに掛けて詳細を掲載してございますので、ご参照いただきたいと思います。大変資料の数字が細かくなってございますけれども、ご了承いただきたいと思います。

3. 取得価格につきましては、2,940万円となっております。

4. 契約の相手方ですが、北海道市町村備荒資金組合でございます。

5. 取得の方法についてですが、随意契約となっております。

以上、簡単ですが、議案第7号 財産の取得についての説明を終わります。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（平野隆雄） 提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（平野隆雄） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（平野隆雄） 討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第7号を決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（平野隆雄） 起立全員であり、議案第7号は可決いたしました。

◎議案第9号 学校給食センター建設工事の内建築主体工事請負契約の締結について

○議長（平野隆雄） 日程第9 議案第9号 学校給食センター建設工事の内建築主体工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

川岸総務課長。

○総務課長（川岸勤） それでは、引き続き議案の13ページをお願いいたします。

議案第9号 学校給食センター建設工事の内建築主体工事請負契約の締結について。

提案の理由につきましては、議案説明資料の方をご覧いただきたいと思います。10ページをお願いいたします。

入札状況調べを記載しておりますが、本工事につきましては、去る6月1日に町内建築業者格付けAクラス6社及びBクラス3社の計9社による3つの特定建設工事企業体によりまして、指名競争入札の結果、1回目で金澤・北村・柏崎特定建設工事企業体が1億7,902万5千円で落札いたしました。この結果、契約金額が5,000万円を超えますので、仮契約を締結し、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づきまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、10ページに各業者の入札金額等含めて記載しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

なお、入札の落札率につきましては、99.70パーセントとなっております。

以上で、説明を終わります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（平野隆雄） 提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（平野隆雄） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（平野隆雄） 討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第9号を決することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(平野隆雄) 起立全員であり、議案第9号は可決いたしました。

◎議案第10号 学校給食センター建設工事の内機械設備工事請負契約の締結について

○議長(平野隆雄) 日程第10 議案第10号 学校給食センター建設工事の内機械設備工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

川岸総務課長。

○総務課長(川岸勤) それでは、引き続き議案の15ページをお願いいたします。

議案第10号 学校給食センター建設工事の内機械設備工事請負契約の締結について。

提案の理由につきましては、議案説明資料で説明いたしますので、11ページをお願いいたします。

入札状況調を記載しておりますが、本工事につきましては、去る6月1日に町内業者2社及び町外業者4社の計6社による3つの特定建設工事企業体によりまして、指名競争入札の結果、1回目で中塚・昭栄特定建設工事企業体が9,051万円で落札をいたしました。この結果、契約金額が5,000万円を超えますので、仮契約を締結し、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づきまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、11ページに各業者の入札金額等を含めて記載しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

なお、入札の落札率につきましては、97.90パーセントとなっております。

以上で、説明を終わります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長(平野隆雄) 提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(平野隆雄) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(平野隆雄) 討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第10号を決することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

○議長(平野隆雄) 起立全員であり、議案第10号は可決いたしました。

◎延 会 宣 告

○議長(平野隆雄) お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思っておりますがご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(平野隆雄) ご異議なしと認め、本日はこれで延会することに決定いたしました。

なお、明日は午前10時から開会いたしますので、定刻までにご参集願います。

本日はこれで延会いたします。

どうもご苦労様でした。

(延会 13時51分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

北海道松前郡福島町議会

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

平成23年度

福島町議会定例会6月会議

平成23年6月15日（水曜日）第2号

◎議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 諸般の報告
日程第3 議案第8号 第4次福島町総合開発計画の変更について
日程第4 議案第11号 平成23年度福島町一般会計補正予算（第3号）
日程第5 議案第12号 平成23年度福島町水道事業会計補正予算（第1号）
日程第6 議案第13号 丸山団地町営住宅建設工事の内建築主体工事請負契約の締結について
日程第7 意見書案第1号 地域高規格道路「松前半島道路」の早期着工を求める
意見書の提出について

◎会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 諸般の報告
日程第3 議案第8号 第4次福島町総合開発計画の変更について
日程第4 議案第11号 平成23年度福島町一般会計補正予算（第3号）
日程第5 議案第12号 平成23年度福島町水道事業会計補正予算（第1号）
日程第6 議案第13号 丸山団地町営住宅建設工事の内建築主体工事請負契約の締結について
日程第7 意見書案第1号 地域高規格道路「松前半島道路」の早期着工を求める
意見書の提出について

◎出席議員（11名）

議長	12番	平野隆雄	副議長	11番	金沢秀一
	1番	熊野茂夫		2番	川村明雄
	4番	木村隆		5番	加藤雅行
	6番	杉村志朗		7番	佐藤孝男
	8番	藤山大		9番	花田勇
	10番	滝川明子			

◎欠席議員（1名）

3番 新山大吉

◎出席説明員

福島町長職務代理者福島町副町長	竹下泰弘	総務課長兼総務グループ参事	川岸勤
総務課企画グループ参事	鳴海清春	財務課長兼財務グループ参事兼税務グループ参事	本庄屋誠
出納室長	谷藤悟	町民課長兼福祉グループ参事	盛川哲
町民課住民グループ参事	澤田勝男	産業課長兼水産グループ参事	三鹿菊夫
産業課農林グループ参事	工藤昭一	産業課商工グループ参事	近藤勝弘

建設課長兼建設グループ参事	横内俊悦	吉岡支所長	佐藤幸也
福島保育所長	(澤田勝男)	福祉センター次長	(金谷栄一郎)
教育長	丁子谷雅男	教育委員会教育次長兼学校教育グループ参事	出羽正機
教育委員会生涯学習グループ参事	金谷栄一郎	学校給食センター所長	飯田富雄
監査委員	花田修一	監査委員補助職員	(石堂一志)

◎職務のため議場に出席した議会事務局職員

議会事務局長	石堂一志	議会グループ総括主査	前田勝広
議会グループ主事	澤田元気	議会グループ書記	平野文子

(開会 10時00分)

◎開会・開議宣告

- 議長(平野隆雄) おはようございます。
昨日に引き続き、会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配布のとおりでございますので、ご了承願います。
直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

- 議長(平野隆雄) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
7番佐藤孝男議員、8番藤山大議員を指名いたします。

◎諸般の報告

- 議長(平野隆雄) 日程第2 諸般の報告を行います。
諸般の報告につきましては、既に印刷のうえ、皆様のお手元に配布のとおりでございますので、ご了承願います。

◎議案第8号 第4次福島町総合開発計画の変更について

- 議長(平野隆雄) 日程第3 議案第8号 第4次福島町総合開発計画の変更についてを議題といたします。
提案理由の説明を求めます。
鳴海企画グループ参事。
○企画グループ参事(鳴海清春) 議案の11ページをお願いいたします。
議案第8号 第4次福島町総合開発計画の変更についてでございます。
なお、説明につきましては、議案説明資料で説明をさせていただきますので、7ページをお願いいたします。

1. 変更の目的についてですが、町内の低迷する経済の現状を打開する目的で、福島町商工会から5月9日付けで「プレミアム付商品券」の発行に関する要望書の提出があり、町では、これを受けて住民還元及び地元消費拡大を図ることを第一に、福島町商工会のプレミアム付商品券事業を支援するため、第4次福島町総合開発計画における後期実施計画を変更するものでございます。

2. 後期実施計画の変更についてですが、平成22年度3月会議で議決された後期実施計画について、事業費を900万円追加し、総事業費を33億6,289万1千円に変更するものであります。

なお、財源内訳では財政的に有利な過疎債が充当される見込みであり、地方債に900万円追加し、地方債の総額を13億681万8千円に変更するものでございます。

次に8ページをお願いいたします。

変更の内容を表でお示ししてございます。

大項目の「地域を支える産業の充実」の項目の中で、地域経済消費拡大活性化事業において、変更前の額が900万円となっているものを変更後で1,800万円とし、900万円増額するものでございます。下段の表で、地方債として過疎債を900万円追加してございます。

なお、当議案の提出にあたりましては、5月30日に開催の総合開発審議会におきまして審議をいただき、事前にご承認をいただいております。

また、別冊として変更後の後期実施計画を資料としてお手元にお配りしてございますので、ご参照いただきたいと思います。

次に9ページに移りまして、3. 福島町過疎地域自立促進市町村計画の内容の変更についてですが、この度のプレミアム付商品券の発行に関する地域経済消費拡大活性化事業の実施にあたっては、有利な財源確保といたしまして過疎債の充当を予定してございます。

なお、この度の変更は、取り扱いといたしまして軽微な変更となります。過疎計画本体には変更が生じておりませんので、議会基本条例の議決対

象とはなりません、過疎債を活用するにあたりまして、計画書の参考資料となっている事業計画に変更が生じてございますので、次のように内容を変更するものでございます。

下の表にありますように、事業計画の平成23年度事業といたしまして、ゴシックの字で書かれている部分の900万円を追加するものでございます。また、年度別事業計画の平成23年度概算事業計画に新たに地域経済消費拡大活性化事業といたしまして、プレミアム付商品券補助金を900万円追加するものでございます。

以上、議案第8号 第4次福島町総合開発計画の変更についての説明を終わります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（平野隆雄） 提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（平野隆雄） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（平野隆雄） 討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第8号を決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（平野隆雄） 起立全員であり、議案第8号は可決いたしました。

◎議案第11号 平成23年度福島町一般会計補正予算（第3号）

○議長（平野隆雄） 日程第4 議案第11号 平成23年度福島町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

本庄屋財務課長。

○財務課長（本庄屋誠） それでは、議案の17ページをお開き願います。

議案第11号 平成23年度福島町一般会計補正予算（第3号）でございます。

第1条におきまして、歳入歳出それぞれ1,808万2千円を追加いたしまして、総額を歳入歳出それぞれ34億5,379万3千円とするものでございます。

第2条は地方債の補正で、第2表により地方債を補正してございます。

今回の主な補正は、歳出では渡島西部広域事務組合におけるごみ処理施設解体及びし尿処理施設建設に伴う負担金の補正。また、福島町商工会プレミアム商品券発行に対する補助金、教育費におけるAET採用等の補正となっております。

歳入におきましては、これらの特定財源のほか、普通交付税及び町債を計上しております。

それでは、20ページをお開き願います。

第2表地方債の説明でございます。

プレミアム商品券発行事業債で、900万円の限度額です。起債の方法、利率、償還方法につきましては、記載のとおりとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

引き続き、議案説明資料の12ページをお開き願います。

第2表の地方債補正についての説明でございます。

プレミアム商品券発行事業債で、補正額は900万円。起債区分は、過疎対策事業債、充当率は100パーセントでございます。交付税算入率は70パーセント。交付税区分は、公債費の元利償還額に対しまして70パーセントでございます。摘要は、商品券発行事業補助となっております。

引き続き、歳出からご説明申し上げますので、13ページをお願いいたします。

事務事業別説明資料でございます。

2款総務費5目財産管理費、車輛購入事業費で補正額はゼロ円でございます。補正事由は、財源繰替による補正でございます。一般財源を109万3,900円減額しまして、道支出金を193

万9千円を追加するものでございます。この度、農林業務活動車を更新する予定でございましたが、電源立地地域対策交付金が補助金対象となることから、今回の財源繰替をしてございます。

17目地方公共交通維持費、地域公共交通確保維持改善事業費で補正額は100万円でございます。補正事由は、当初、本協議会において概算払い請求により補助金を請求する予定でございましたけれども、国の補助金交付要綱の改正に伴い、概算払い請求が廃止されたことにより、当面の協議会運営費確保が困難となるため、町助成金の一部を増額助成するものでございます。国の補助金が確定次第、精算される予定でございます。負担金補助及び交付金で100万円の追加でございます。

3款民生費1目社会福祉総務費、社会福祉総務費で5万5千円の追加でございます。補正事由は、国からの地域人権啓発活動活性化事業委託によるものでございます。需用費で5万5千円、啓発事業消耗品で苗木・花代等を予定しております。福島小学校、吉岡中学校へ花を植える予定でございます。

2目児童措置費、児童措置費で32万8千円の追加でございます。補正事由は、前年度子ども手当事務取扱委託金精算による返還金でございます。22年度分の精算でございます。償還金・利子及び割引料で32万8千円の補正でございます。

次のページをお願いいたします。

3目保育所費、保育所費で48万3千円の追加でございます。補正事由は、入所児童の増員に伴う行事報償費等の増額でございます。38人の予定から44人と、6人が増えてございます。報償費で1万円、各種行事報償費でございます。需用費で42万2千円、給食材料費でございます。委託料で5万1千円、健康診断委託料でございます。

4目学童保育費、学童保育費で41万円の追加でございます。補正事由は、障害児受け入れに伴う指導員賃金の増でございます。4月より1名の入所があることによりまして、今回の補正となっております。賃金で41万円、臨時指導員賃金で

ございます。

4款衛生費2目予防費、ガン検診推進事業費で13万8千円の補正でございます。補正事由は、大腸がん検診が国庫補助対象となったため、事務費等を補助するものでございます。需用費で8万円、消耗品費で2万円、印刷製本費で6万円の追加でございます。クーポン券等の印刷でございます。役務費で5万8千円、通信運搬費でございます。

3目環境衛生費、環境衛生費で4万1千円の追加でございます。補正事由は、環境測定器であります振動レベル計及び騒音・振動レベル計用レベルレコーダーの法定検査のためでございます。役務費として4万1千円、検査手数料を計上してございます。

5目医療対策費、医療対策費で9万2千円の補正でございます。国保連合会の総合システム対応に伴う医療助成システムの改修でございます。委託料として9万2千円を補正してございます。福祉医療システム改修委託料でございます。

9目温泉健康保養センター管理運営費、温泉健康保養センター管理運営費で7万8千円の補正でございます。補正事由は、浴室用寝椅子破損による購入で、2台分を購入する予定でございます。備品購入費として7万8千円を計上してございます。

次のページをお願いいたします。

2目広域事務組合費、広域事務組合費として227万6千円の追加でございます。5月30日に開催された広域事務組合におきまして、ごみ処理施設解体及びし尿処理施設建設に伴う負担金の増が議決されております。負担金補助及び交付金で227万6千円の追加でございます。

7款商工費2目商工振興費、商工振興費で900万円の追加でございます。補正事由は、福島町商工会プレミアム付商品券発行事業実施に伴う補助金の増でございます。負担金補助及び交付金で900万円でございます。後ほど、担当参事よりご説明を申し上げます。

9款消防費2目広域事務組合費、広域事務組合

費で5千円の追加でございます。補正事由は、消防職員採用試験委託に伴う負担金の増でございます。負担金補助及び交付金で5千円の補正でございます。

10款教育費2目事務局費、AET招致費で41万7千6百円の追加でございます。7月でレケ・オジェム氏の任期が切れるため、新規採用分等の補正でございます。補正額は、AET採用が8月からとなっておりますので、その分の経費の増額補正でございます。社会保険料で7万1千7百円、賃金で25万5千3百円、報償費で8万円、旅費で3万8千3百円、負担金補助及び交付金で4万4千3百円の補正でございます。

次に歳入をご説明いたしますので、議案の24ページをお願いいたします。

9款地方交付税1目地方交付税、1節普通交付税で3万7千1万4千円の追加でございます。

11款分担金及び負担金1目民生費負担金、補正額は28万7千円でございます。1節保育児童保護者負担金で24万5千円の追加でございます。階層区分の変更、人数の増等による補正でございます。広域入所保育負担金で4万6千5百円、札幌からの入所に対する負担金でございます。

13款国庫支出金2目衛生費国庫補助金で16万2千円の追加でございます。1節疾病予防対策事業補助金、大腸がん検診の分で16万2千円の補正でございます。

2目民生費委託金で5万円の補正でございます。3節地域人権啓発活動活性化事業委託金で5万円の補正でございます。花壇、花等設置に対する補助金でございます。

14款道支出金6目総務費補助金で19万3千9百円の補正でございます。1節電源立地地域対策交付金で19万3千9百円の補正でございます。農林業務活動車購入に対する補助金でございます。定額交付金でございます。

19款諸収入1目雑入で3万4千7百円の追加です。4節臨時事務員等社会保険料負担金収入で3万4千7百円。AETからの収入でございます。

20款は、先ほど説明したので省略させていた

できます。

この後、担当の方から説明を申し上げますので、よろしく申し上げます。

以上、簡単であります、説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（平野隆雄） 近藤商工グループ参事。

○商工グループ参事（近藤勝弘） それでは、商工費の政策調書について説明いたしますので、議案説明資料の17ページをお願いいたします。

事業名は、福島町商工会プレミアム付商品券発行事業補助金であります。

1. 政策等の発生源、目的、期待される効果であります、地域経済が疲弊している地元商工業者を利用していただく機会を増やし、町内経済の活性化と町民の生活を応援するため、プレミアム付商品券の発行事業を助成するものです。

2. 検討した他の政策等の内容です。

平成20年度、22年度に福島町商工会プレミアム付商品券発行事業が実施され、町内経済活性化や消費増が図られました。平成23年度も福島町商工会プレミアム付商品券発行事業を支援するものです。

3. 他の自治体の類似する政策との比較検討は、森商工会議所と砂原町商工会の事業を参考に掲載しております。

4. 総合開発計画等における根拠又は位置づけにつきましては、総合開発計画への登載は、先ほど議決いただいた内容でございます。

7. 将来にわたる政策コストであります、平成23年度の予算額900万円です。

8. 上記の財源内訳は、過疎債900万円でございます。

続きまして、18ページで事業計画について説明いたします。

商品券の名称は、イカ綱くん商品券です。商品券の額面は、1枚1,000円です。発行枚数は、39,000枚、額面で3,900万円です。予約方法は、平成23年7月6日水曜日から8月26日金曜日まで。福島町商工会並びに町内13箇所程度の商店で予約を受け付けいたします。販売金

額は、1組13枚の商品券を1万円で販売いたします。販売組数は、3,000組となります。交換期間は、平成23年7月14日木曜日から9月1日木曜日までの毎週木曜日に行います。有効期間は、平成23年7月14日木曜日から9月30日金曜日までとします。購入限度額は、1世帯3組3万円で39枚の商品券を購入できます。利用範囲は、福島町商工会会員の事業所です。現在60店ほどを見込んでおります。周知方法は、平成23年6月29日に発行する町広報7月号に予約申し込み書を折り込みし、全戸配布いたします。また、新聞折込チラシ等による周知も行います。

この事業実施にあたっては、販売等に関する内容の変更も考えられますので、よろしくお願ひいたします。

以上で、商工グループ関係の説明を終わります。

よろしくご審議のほどお願ひいたします。

○議長（平野隆雄） 提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

5番加藤雅行議員。

○5番（加藤雅行） 説明資料の13ページの農林業務活動車の更新が変更になるということですが、それと絡めてお聞きします。

これを導入するにあたって、前に車載カメラを設置する車がありましたけれども、今回はこれを加味しているのかしてないのかお願ひします。

○議長（平野隆雄） 川岸総務課長。

○総務課長（川岸勤） 車載カメラにつきましては、当初予算でいただきまして、この度設置したのは子供の送り迎えの大型バス、それと温泉バスで利用している中型バス、出張用で2台確保している車に設置しました。今年はこの4台の予算で、今回補正を組みました農林活動車については車載カメラの設置はしておりません。

○議長（平野隆雄） 5番加藤雅行議員。

○5番（加藤雅行） 15ページの衛生費で不法投棄対策と絡めてお話があります。

実は、今日来る前に町民から白符の青函トンネル工区の工事をしていたトンネルの入り口付近に、

車が2ヶ月ほど不法投棄されているのではないかという話があったんです。ナンバーが付いていない、それでいながら鍵は置いてある。エンジンは掛かる。担当として把握しているのかどうか。特に、地区に関しては農林グループの所管する事業等も確かあるはずですが、これは不法投棄にあたるのかを含めてお答えしていただきたいと思います。

○議長（平野隆雄） 澤田住民グループ参事。

○住民グループ参事（澤田勝男） 白符の車の不法投棄の関係でございますが、把握しておりませんでした。これから早速状況を調査して、対処したいと思います。

○議長（平野隆雄） 5番加藤雅行議員。

○5番（加藤雅行） 参事の方で答弁あったんですけれども、不法投棄かどうか私も確認はしていないんです。ですから、この質問になったんです。その地域に農林グループとして出入りしている率が高いんです。当然、見ている可能性も随分強いのではないかと。特に、町民課の参事がお答えしたように、もし不法投棄の対象になるような物であれば、そういう事実は警察の方の問題にも当然なります。やはり前々から申し上げていましたように、不法投棄が山の中とかで増えるのであれば、安全面のこともありますけれども、是非そういうものも車に付ける必要が随分とあるのではないかと。農林グループの方で今回の不法投棄を見たことを参事の方に報告が挙げられているかどうかお答えしていただきたいと思います。

○議長（平野隆雄） 工藤農林グループ参事。

○農林グループ参事（工藤昭一） うちの方には報告はありません。車も確認していませんので、これから現場を見て住民グループと協議したいと思います。

○議長（平野隆雄） 5番加藤雅行議員。

○5番（加藤雅行） やはりこういう事実もありますので、安全面もありますけれども、今後の中で是非、総務課の方で検討の一考にしてもらいたいと思います。

○議長（平野隆雄） ほかに。

8番藤山大議員。

○**8番（藤山大）** 説明資料の16ページの教育費の部分でお聞きしたいと思います。

事業目的、英語指導助手を各学校に派遣し英語力や国際感覚の向上。それにプラスしてスポーツ交流による体力向上を図ってもらい、スポーツ指導員の検討もされているのかお伺いします。

○**議長（平野隆雄）** 出羽教育次長。

○**教育次長（出羽正機）** レケ・オジェム氏のスポーツ活動については、フットサル、ミニバレーボールなどスポーツに長けた人で、色々と活躍しておりました。ただ、今回内示のあった方については、そのような内容がまだ見えておりません。ですから、来てからどのような指導に取り組めるのか検討していきたいと思います。

○**議長（平野隆雄）** ほかに。

2番川村明雄議員。

○**2番（川村明雄）** プレミアム付商品券の件についてでございますけれども、過去2回は冬期間に実施されて、今回初めて夏期の活用になろうと思います。町の補助金900万円がより有効に使われていけばいいなと思います。そういう中で、将来の地域の経済活性化という目的であれば、今後も続ける必要のある経済状況かと思うわけです。そういう場合、使う住民の方々がどのような意向を持っているかを把握する。例えば、アンケート等を取って、そして、今後の対策に利用するという面はいかがなものでしょうか。その辺までお考えでしょうか。

○**議長（平野隆雄）** 福島町長職務代理者竹下副町長。

○**福島町長職務代理者（竹下泰弘）** プレミアム付商品券の今年度の実施も5月に要望があったわけございまして、開発審議会の中でも継続性の問題も触れられました。そして、同時にその以前に町長とも打ち合わせしまして、継続性についてはこれから検討していくと。要望にありますように、町が疲弊していく事実は分かりますけれども、その辺は商工会ともう一度つめていきながら、継続性についても検討していきたい。ですから、

開発計画の変更も今年度限りにしております。秋口までにもう一度商工会との懇談を設けながら、それをどうするかという位置づけをしていきたいと思っております。その時点では、川村議員がおっしゃったように実効性を望むのであればどういう形が良いのかを整理していただいて、私どもの考え方と商工会の考え方を合致して、これからの町づくりの一端となれば、当然ながら町としても考えていかざるを得ないと判断しております。

○**議長（平野隆雄）** 2番川村明雄議員。

○**2番（川村明雄）** 町の経済活性化ということであれば、今後行政側から発案がされる場合もあり得るのではないかと思うわけです。そういう中で、実際に使用される住民の方々がいつどのような物に使いたい、使っているかのアンケートを回収率がどれぐらいになるかは別にして、券を販売する時に一緒に交付するという形はいかがなものでしょうか。

○**議長（平野隆雄）** 福島町長職務代理者竹下副町長。

○**福島町長職務代理者（竹下泰弘）** 確かに、おっしゃるとおりだと思います。この件については、事業主体が商工会でございますので、担当参事とも話して商工会との中で、また協議をしていければと思っております。

○**議長（平野隆雄）** ほかに。

（「なし」という声あり）

○**議長（平野隆雄）** 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○**議長（平野隆雄）** 討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第11号を決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○**議長（平野隆雄）** 起立全員であり、議案第11号は可決いたしました。

◎議案第12号 平成23年度福島町水道
事業会計補正予算(第1号)

○議長(平野隆雄) 日程第5 議案第12号
平成23年度福島町水道事業会計補正予算(第1
号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

横内建設課長。

○建設課長(横内俊悦) それでは、議案の3
3ページをお開き願います。

議案第12号 平成23年度福島町水道事業会
計補正予算(第1号)の提案内容についてご説明
いたします。

今回の補正の内容につきましては、浦和地区の
板橋に架設している水道配水管取替工事に係る工
事請負費の追加でございます。

当該配水管につきましては、老朽化による腐食
が進んでおりますので、漏水事故を未然に防止す
るために今回新たに敷設替えるものでございま
す。

予算第2条の業務の予定量についてです。

(4) 主要な建設改良事業、(ア) 配水管整備
事業につきましては、243万3千円を2,86
8万3千円とするものでございます。

第3条では、予算第4条本文括弧書中の補正後
の額を、資本的収入額が資本的支出額に対して不
足する額を3,667万7千円に、過年度分損益
勘定留保資金を943万5千円に、当年度分損益
勘定留保資金を2,724万2千円に改め、資本
的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する
ものでございます。

支出で、第1款資本的支出1,112万7千円、
第1項建設改良費672万5千円にそれぞれ2,
625万円を追加し、3,737万7千円と3,
297万5千円とするものでございます。

補正の内容につきましては、補正予算実施計画
説明書によりご説明申し上げますので、35ペ
ージをお開き願います。

資本的収入及び支出の支出についてご説明いた

します。

1款資本的支出1目配水管整備費で2,625
万円の追加でございます。工事請負費で2,62
5万円の追加でございますが、内訳は板橋水道配
水管取替工事で2,625万円の追加でございま
す。

事業内容の詳細につきましては、次ページ以降
の平面図及び側面図の方でご説明いたしますので、
37ページをご覧ください。

側面図下段の罫線で囲っている部分の予算説明
でございますが、事業箇所は福島町字浦和地内で
ございます。事業内容は板橋水道配水管取替事業
で、工事の全体延長は56.18メートルとなっ
ております。

次に上の側面図をご覧ください。

図面中央下にH型钢(亜鉛メッキ)と表示して
いる部分がございますが、河川横断部分の配水管
を支える水管橋となっております。

今回の工事につきましては、河川横断部分の距
離が32.18メートルと配水管単独での河川横
断が強度的に困難なため、新たに水管橋を設置し、
その上に配水管を敷設するものでございます。

なお、配水管単独での河川横断距離は口径30
0ミリメートルの場合、20メートルぐらいが限
界とのこととあります。

次に36ページの平面図をご覧ください。

今回、新たに敷設する配水管は既設管が敷設さ
れている板橋の2.7メートル上流部に敷設いた
します。図面中央部の橋梁添加部分配水管は口径
300ミリメートルのステンレス鋼管で腐食及び
保温のため、外装を口径370ミリメートルのス
パイラルダクト管で防護しております。延長は3
2.18メートルでございます。橋梁添加管と既
設管を接続する管は口径300ミリメートルのダ
クタイトル鉄管で、今回初めて耐震継手により施
工いたします。延長は右岸側が10メートル、左
岸側が9.5メートルとなっております。また、
濁り水を排出するための排泥管として、口径10
0ミリメートルのダクタイトル鉄管の敷設も併せ
て行います。延長は4.5メートルでございます。

以上で、提案理由の説明を終わります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（平野隆雄） 提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（平野隆雄） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（平野隆雄） 討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第12号を決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（平野隆雄） 起立全員であり、議案第12号は可決いたしました。

◎議案第13号 丸山団地町営住宅建設工事の内建築主体工事請負契約の締結について

○議長（平野隆雄） 日程第6 議案第13号 丸山団地町営住宅建設工事の内建築主体工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

川岸総務課長。

○総務課長（川岸勤） それでは、6月会議追加議案の1ページをお願いします。

議案第13号 丸山団地町営住宅建設工事の内建築主体工事請負契約の締結について。

提案の理由につきましては、追加議案説明資料の1ページをご覧くださいと思います。

入札状況調を記載しておりますが、本工事につきましては、去る6月10日に町内建築業者格付けAクラス6社及びBクラス3社の計9社による3つの特定建設工事企業体によりまして、指名競争入札の結果、1回目で小鹿・松岡・澤田特定建設工事企業体が、1億2,789万円で落札いた

しました。この結果、契約金額が5,000万円を超えますので、仮契約を締結し、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づきまして、議会の議決を求めますのでございます。

内容につきましては、1ページに各業者の入札金額等を含めて記載しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

なお、入札の落札率につきましては、99.06パーセントとなっております。

以上で、説明を終わります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（平野隆雄） 提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（平野隆雄） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（平野隆雄） 討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第13号を決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（平野隆雄） 起立全員であり、議案第13号は可決いたしました。

◎意見書案第1号 地域高規格道路「松前半島道路」の早期着工を求める意見書の提出について

○議長（平野隆雄） 日程第7 意見書案第1号 地域高規格道路「松前半島道路」の早期着工を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

6番杉村志朗議員。

○6番(杉村志朗) 議会提出議案の3ページをお願いいたします。

意見書案第1号 地域高規格道路「松前半島道路」の早期着工を求める意見書。

北海道南部西端に位置する渡島西部地域は、「函館市」から「松前町」までおおよそ2時間の距離にあります。当地域には総合病院がないため、高度医療が必要な疾病についてはすべて函館市に依存しなければならない状況にあり、一般国道228号は、JR松前線が廃止されて以来、当地域の日常生活を支える重要かつ、「町民の生命を守る唯一の道路」である。

大雨・大しけ等により通行止めとなる事態が例年発生しており、東日本大震災のような災害時においては、「陸の孤島」と化し、荒天時における人、物の海上輸送は困難が予想されます。

地域高規格道路「松前半島道路」の早期整備は、沿線町民が長年にわたり熱望してきているところでもあります。

本路線が整備されることにより、松前・矢越道立自然公園や地方港湾松前港が連結され、函館圏と一体となった広域観光ゾーンが形成されます。

よって、地域高規格道路「松前半島道路」の早期着工を強く求めるものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(平野隆雄) 提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(平野隆雄) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

10番滝川明子議員。

○10番(滝川明子) 反対討論を行います。

本意見書は、我が町の将来のため、町民の幸せに繋がるものかを第一に考え、賛否を決めるべきものと考えます。

福島町は、通りすぎる時に寄っていただけるか

もしれない通りすがりの町。今でもそうっております。これを高速で通り過ぎる町にしてよろしいのでしょうか。

2つのシンボル施設の記念館は、10億円の建設費を要した観光施設です。また、町の日々の暮らし、営みは国道に沿ってあります。国道の代替交通、高規格道路の松前渡島半島道路は、我が福島町を衰退させるものと考えます。

私は、商業を営む方、漁師の方、普段身近におります主婦の方達だけでなく、何人かの方達にご意見を伺いました。皆さん反対でございました。申し添えます。

○議長(平野隆雄) ほかに討論はありますか。
7番佐藤孝男議員。

○7番(佐藤孝男) 賛成討論をいたします。

松前半島道路は、今始まったわけではありませぬ。渡島管内でも松前半島道路の要望は、以前から続いているわけです。

最近では、渡島西部広域事務組合の総会において、松前から来ている議員が帰りに土砂崩れで通行止めということで、江差を回って帰った事例もあります。やはり通行止めになった場合は、新しい道路を造るのが賢明ではないかと思うわけでありませぬ。救急車、急病人など出た場合は、この道路を利用して函館の病院に行ってもらうことが良いのでありまして、私は松前半島道路の整備については一刻も早く進めていただければと思っております。以前、新聞に228号線も利用しながらということで青写真も出ておりますので、早期に松前半島道路を着工していただければということで賛成いたします。

○議長(平野隆雄) ほかに討論はありますか。
(「なし」という声あり)

○議長(平野隆雄) 討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

意見書案第1号を決することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

○議長（平野隆雄） 10番を除いて起立多数であり、意見書案第1号は可決いたしました。

◎休 会 宣 告

○議長（平野隆雄） 以上で、本6月会議に付議された案件の審議をすべて終了いたしました。よって、これで6月会議を終了いたします。どうもご苦労様でした。

(休会 10時54分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

北海道松前郡福島町議会

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員